

まちと調和する安全な広告景観をめざして

～廿日市市屋外広告物等に関する手引き～



令和2年4月

廿日市市

目次

第1章 屋外広告物の概要	1
1. 屋外広告物の規制	1
2. 屋外広告物とは	1
3. 廿日市市屋外広告物等に関する条例と関係のある主な法令	3
第2章 屋外広告物の許可	4
1. 許可申請の手続き(フロー)	4
2. 禁止地域等(条例第4条)	5
3. 禁止物件(条例第5条)	6
4. 禁止広告物(条例第10条)	6
5. 適用除外(条例第8条)	7
6. 屋外広告物許可申請	9
① 新しく屋外広告物を表示・設置するとき	9
② 許可を受けている屋外広告物の許可期間を更新(継続許可申請)するとき	10
③ 許可を受けて表示・設置した屋外広告物を変更するとき	10
④ 屋外広告物を除却(撤去)するとき	10
⑤ 設置者(申請者)、管理者を変更するとき	10
7. 許可基準(規則第7条)	10
① 一般区域(規則別表第1)	11
② 景観重点区域(宮島口地区)	28
③ 地区計画区域内における屋外広告物の設置基準	31
8. 許可の期間(条例第11条)及び手数料(廿日市市手数料条例別表第7)	36
第3章 屋外広告物の安全管理に関すること	37
1. 屋外広告物の安全管理義務(条例第15条)	37
2. 管理者の設置(条例第16条)	37
3. 点検(安全確認)(条例第18条)	37
第4章 違反に対する措置等	38
第5章 屋外広告業	41
参考資料(様式)	42
参考資料(関係法令)	53

第1章 屋外広告物の概要

1. 屋外広告物の規制

社会・経済・文化活動において、屋外広告物は街ににぎわいや活気をもたらすもので、社会生活に必要な不可欠なものです。しかしながら、無秩序に設置されると屋外広告物が氾濫し都市の景観や自然の風致を損なうことになるため、周囲と調和した適正な屋外広告物の表示・設置が要請されます。

また、屋外広告物の設置後に老朽化対策等の管理が適正に行われず、放置されると屋外広告物の落下や倒壊により公衆に危害が及ぶので、台風・地震等の天災地変にも耐え得るよう屋外広告物の安全性が要求されます。

このように、屋外における広告物については、「良好な景観の形成と風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」という二つの観点から規制が必要とされています。

2. 屋外広告物とは

屋外広告物法第2条により、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

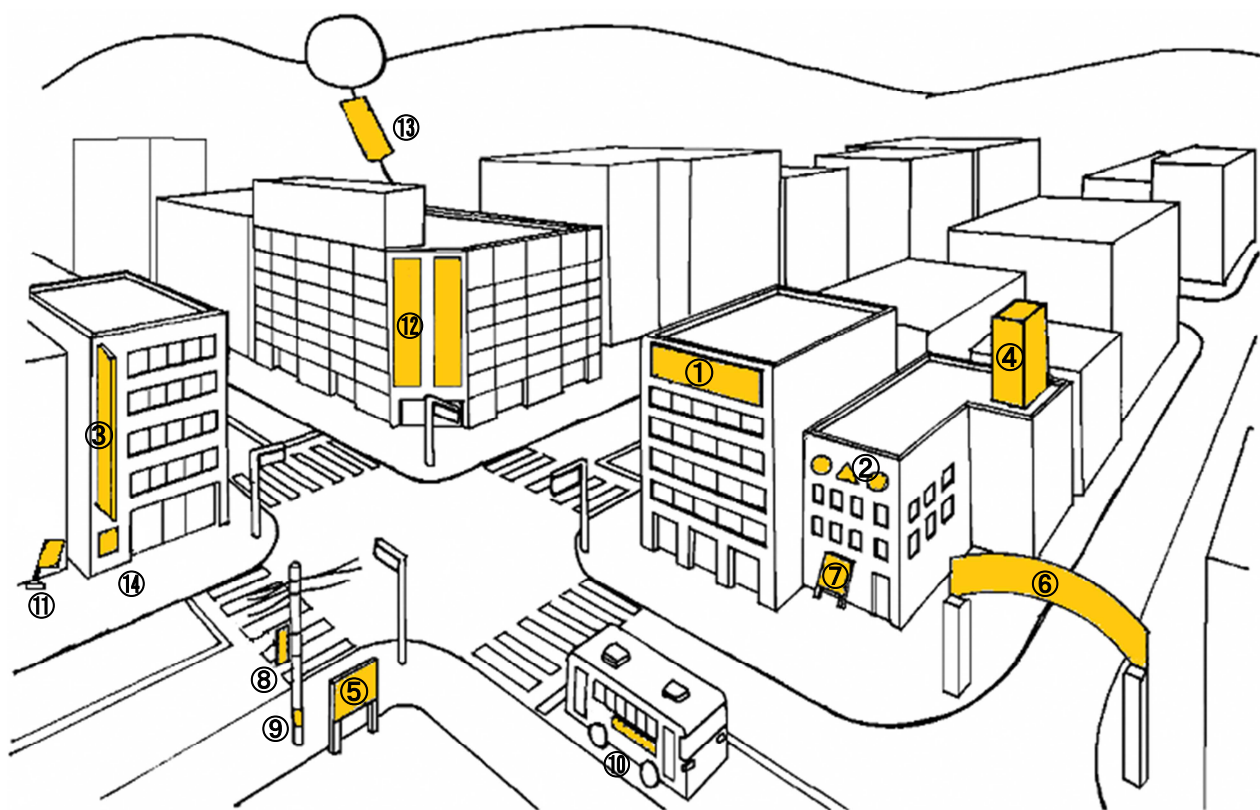
- ① 「常時又は一定の期間継続して表示されるもの」
- ② 「屋外で」表示されるもの
- ③ 「公衆に」表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

これらの要件をすべて満たしている広告物は、営利的なもの、非営利的なものを問わず「屋外広告物」に該当します。

具体的には

- ① 「常時又は一定の期間継続して」…定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるチラシなどは屋外広告物に該当しません。
- ② 「屋外で」…建物等の外側に広告物があることを意味し、屋内に存在する広告物は屋外広告物として扱いません。（特定屋内広告物は除きます。）
- ③ 「公衆に」…建物の外側で表示されているものでも、閉鎖的な中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に」表示されているものとして扱いません。（例：駅構内の内側に向かって表示される広告物）
- ④ 「その他の工作物等」…もともと広告物の表示を目的としていない、塀、石垣、煙突などを利用して表示したものも「屋外広告物」に該当します。

●屋外広告物の種類



種類	説明
①②③平看板	土地、建物、工作物等に固定して設置された野立て看板、壁面利用広告物（壁面看板、突き出し看板及び直塗り広告物など）、アーチ看板等をいう
④広告塔	土地、建物の屋上等に固定して設置された立体的な形状の広告物をいう。
⑤掲示板	チラシ、ポスター等の広告物を表示する目的で土地、建物、工作物等に固定して設置された広告物をいう。
⑥アーチ看板	土地に固定された野立て看板のうち人や車両が看板の下を通過するものをいう
⑦立看板	容易に移動させることが出来る状態で立てられた広告物をいう。
⑧⑨電柱広告板	電柱、街灯柱等に添加又は巻付けにより表示された広告物をいう。
⑩電車・乗合自動車	車体、搭載物等に広告物を表示して運行する車両
⑪⑫幕広告	横断幕、懸垂幕、広告旗等の幕状の広告物及びこれらを掲出するための物件をいう。
⑬気球広告	気球にロープ、ネット、布等を付加し、建物、工作物等に取り付けて表示された広告物をいう。
⑭はり札	ベニヤ板、プラスチック板等に表示された広告物であって、容易に取り外すことが出来る状態で建物、工作物等に取り付けられているものをいう。
はり紙	ポスター等を建物、工作物等に貼り付けて表示する広告物をいう。

3. 廿日市市屋外広告物等に関する条例と関係のある主な法令

屋外広告物法

広島県屋外広告物条例

廿日市市景観条例

都市計画法

建築基準法

道路法

第2章 屋外広告物の許可

1. 許可申請の手続き（フロー）



2. 禁止地域等（条例第4条）

屋外広告物及び掲出物件の表示または設置が出来ない場所です。

条項	地域又は場所	
1号	第一種低層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号））	廿日市市新住宅市街地開発事業区域内
	風致地区	厳島風致地区
	伝統的建造物群保存地区	宮島町伝統的建造物群保存地区
2号	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条に規定する重要有形文化財、国宝の周囲	厳島神社の周囲50メートル
	文化財保護法第109条第2項に規定する特別史跡、特別名勝、特別天然記念物	厳島、弥山原生林
3号	広島県文化財保護条例（昭和51年条例第3号）第3条第1項に規定する県指定重要文化財の周囲	極楽寺本堂の周囲50メートル
6号	国又は公共団体が管理する公園及び緑地	
7号	公共施設の敷地	官公署・学校・図書館・公会堂・体育館・公衆便所 火葬場（廿日市市火葬場霊峯苑、廿日市市火葬場西浄苑）
10号	その他市長が指定する地域	廿日市市宮島ロー丁目2616番23地先から宮島ロー丁目9097番3地先に至る最大高潮時海岸線から陸岸側20メートルの範囲
		高速自動車国道及び自動車専用道路の用地（休憩所又は給油所の存する区域を除く。）

3. 禁止物件（条例第5条）

（1）屋外広告物を表示又は掲出物件を設置出来ない物件です。

- ① 街路樹及び路傍樹
- ② 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ③ 公共物たる石垣及び擁壁
- ④ 信号機、警報器、道路標識、歩道柵、駒止めその他これに類するもの
- ⑤ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- ⑥ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器
- ⑦ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑨ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

（2）はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し又は設置してはならない物件です。

- ①電柱、街路柱その他これらに類するもの
- ②アーチ及びアーケードの支柱その他これに類するもの

（3）道路の路面には屋外広告物を表示してはいけません。

4. 禁止広告物（条例第10条）

表示又は設置することが出来ない屋外広告物及び掲出物件です。

- ① 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの
- ② 公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ④ 道路交通安全を阻害するおそれのあるもの

5. 適用除外（条例第8条）

次に掲げる屋外広告物及び掲出物件は、許可を受けずに表示又は設置することや、禁止地域、禁止物件に表示又は設置することが出来ます。

○：表示又は設置可能 ×：表示又は設置不可 △：一部を除いて表示又は設置可能

条項	項目	適用除外される事項			以下の基準に適合するもの
		禁止地域	禁止物件	許可	
第1項	(1)法律、命令、条例、規則等の規定により表示又は設置するもの	○	○	不要	
	(2)公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示又は設置するもの	○	○	不要	
	(3)自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所又は事業所等に表示又は設置するもの	○	○	不要	<u>停留所標識の場合</u> 面積：0.5㎡以下 物件の面積の1/5以下 <u>その他</u>
	(4)自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもの	○	○	不要	禁止地域：7㎡以下（合計） 許可地域：10㎡以下（合計） ・表示面積中に自己の氏名等の占める割合が1/5以上
	(5)国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置するもの	○	○	不要	
第2項	(1)工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示されるもの	○	×	不要	・工事期間中のみ ・一般の宣伝の用に供さない ・蛍光塗料及び反射材料を使用しない ・周囲の景観に配慮
	(2)冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示又は設置するもの	○	×	不要	
	(3)講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示又は設置するもの	○	×	不要	

条項	項目	適用除外される事項			以下の基準に適合するもの
		禁止地域	禁止物件	許可	
	(4) 電車又は自動車に表示されるもの	○	×	不要	電車の車体 位置：側面 大きさ：縦 0.6m以下横 0.9m以下 個数：一面につき2個以下 自動車の車体 位置：側面又は後面 大きさ：（側面）縦 0.45m以下横 1.2m以下 （後面）縦 0.45m以下横 0.6m以下 個数：一面につき1個 電車の系統標識又は方向標識 面積：系統標識又は方向標識の 1/2 以下 個数：一面につき1個 自動車の系統標識又は方向標識 面積：系統標識又は方向標識の 1/2 以下 位置：後面 個数：1個
	(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた自動車に表示する屋外広告物	○	×	不要	その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、当該本拠において適用される屋外広告物又は掲出物件の規制に関する条例の規定に従って表示する屋外広告物
	(6) 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示されるもの	○	×	不要	
	(7) 地方公共団体が設置する公共揭示板に規則で定めるところにより表示するもの	○	×	不要	許可基準に適合（P.10）

条項	項目	適用除外される事項			以下の基準に適合するもの
		禁止地域	禁止物件	許可	
	(8)政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するもの	○	×	不要	許可基準に適合（P.10）
第3項	自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所又は事業所等に表示するもの（第1項第3号に掲げるもの以外のもの）	○	×	必要	禁止地域（P.5）のうち、第1号から第4号及び第10号 面積：10㎡以下（合計） 禁止地域のうち、第5号から第9号 許可基準に適合（P.10）
第4項	道標、案内図板その他公共的目的又は公衆の利便に供することを目的として表示又は設置するもの	○	×	必要	許可基準に適合（P.10）
第5項	公益上必要な施設等に表示し、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの	○	×	必要	許可基準に適合（P.10）
第6項	法人その他の団体が表示し、その広告料収入を公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるもの	○	△禁止物件 P.5 の内①②④⑤⑥除く	必要	許可基準に適合（P.10）
第7項	公益上必要な施設に表示する寄贈者名等	○	○	不要	許可基準に適合（P.10）

6. 屋外広告物許可申請

① 新しく屋外広告物を表示・設置するとき

提出書類

- ・ 屋外広告物許可申請書（2部）（P.43）
- ・ 位置図、付近見取り図（家屋連たん区域外に設置する場合は、鉄道又は道路からの距離を記載。）
- ・ 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書
- ・ 意匠、色彩（マンセル値を明記）及び表示の方法に関する図書（照明、音響を伴うときはその概要）
- ・ 設置場所が他人の所有又は管理する土地の場合は、その承諾書

② 許可を受けている屋外広告物の許可期間を更新（継続許可申請）するとき

提出書類

- ・ 屋外広告物継続許可申請書（正・副）（P.46）
- ・ 屋外広告物の現況がわかる写真
- ・ 安全点検報告書（屋外広告物自体の高さが4mを超える、又は表示面積が10㎡を超える平看板、広告塔、掲示板の場合）
- ・ 自主安全確認報告書（屋外広告物自体の高さが4m以下、かつ表示面積が10㎡以下の平看板、広告塔、掲示板の場合）

③ 許可を受けて表示・設置した屋外広告物を変更するとき

提出書類

- ・ 屋外広告物変更許可申請書（2部）（P.44）
- ・ 位置図、付近見取り図（家屋連たん区域外に設置する場合は、鉄道又は道路からの距離を記載。）
- ・ 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書
- ・ 意匠、色彩（マンセル値を明記）及び表示の方法に関する図書（照明、音響を伴うときはその概要）

④ 屋外広告物を除却（撤去）するとき

提出書類

- ・ 屋外広告物除却届（1部）（P.52）
- ・ 除却したことがわかる写真

⑤ 設置者（申請者）、管理者を変更するとき

提出書類

- ・ 屋外広告物管理者等変更届（1部）（P.45）

7. 許可基準（規則第7条）

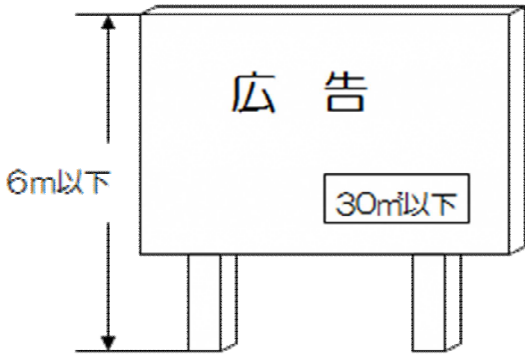
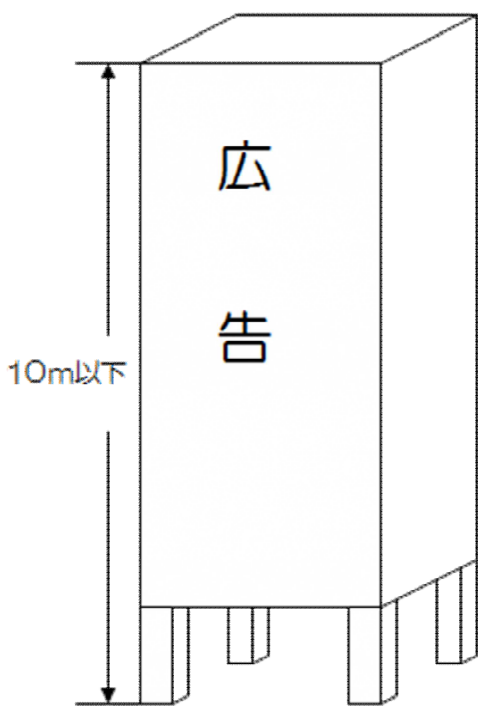
屋外広告物を表示又は設置しようとする時は屋外広告物の種類毎に次の基準に適合しなければなりません。

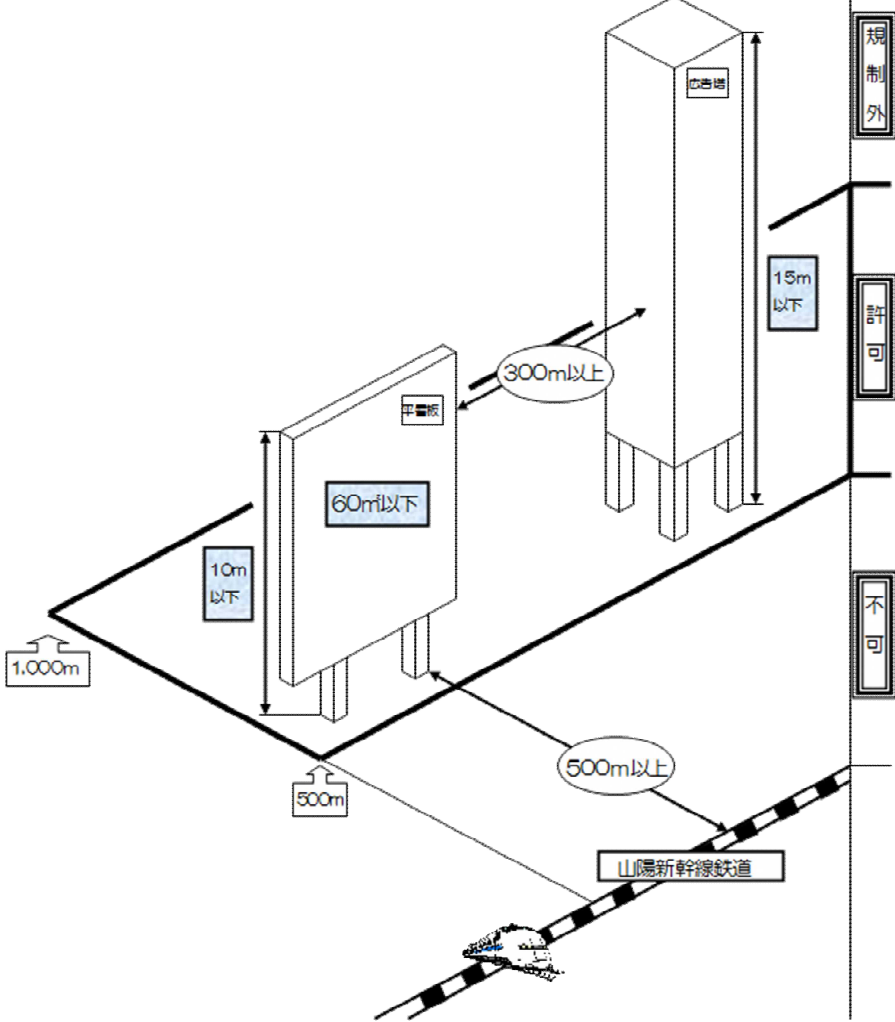
廿日市市景観計画（平成24年2月策定）に定められた景観重点区域や都市計画法の規定により定められた地区計画の区域内では、区域毎に基準を設けておりますのでご確認ください。

- | | | | |
|---|---------------|---|-------|
| ① | 一般区域 | … | P. 11 |
| ② | 景観重点区域（宮島口地区） | … | P. 28 |
| ③ | 地区計画区域 | … | P. 31 |

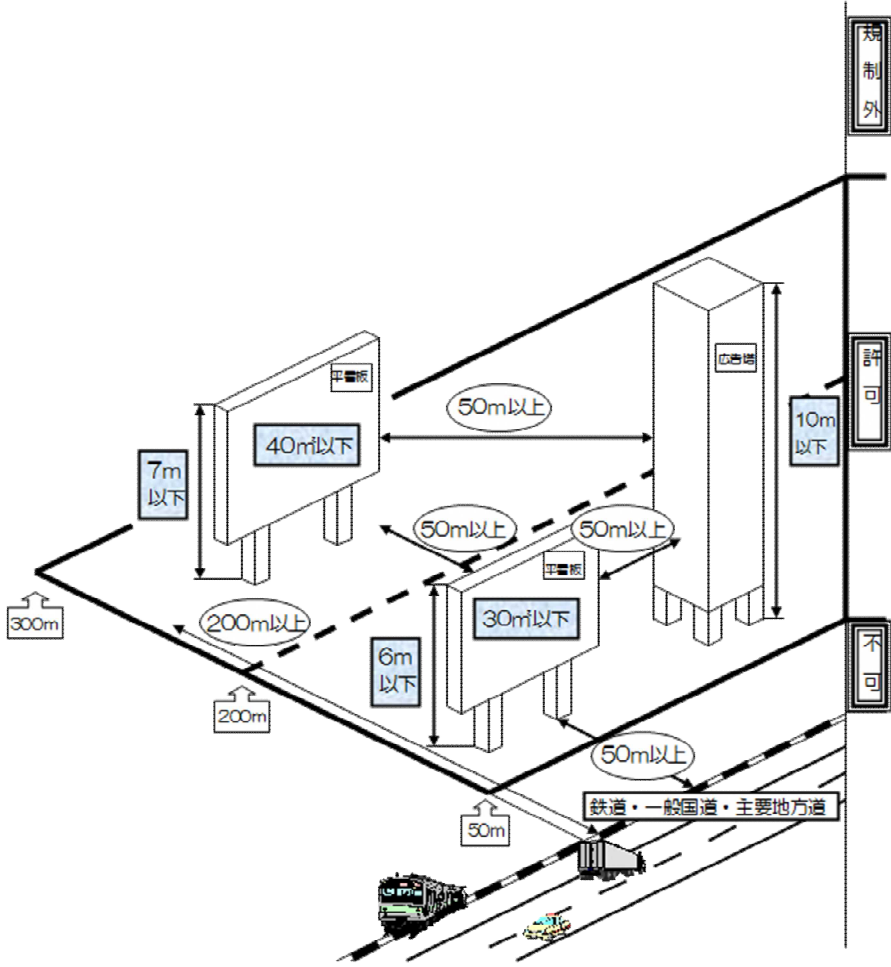
① 一般区域（規則別表第1）

●地面に直接設置する平看板及び広告塔

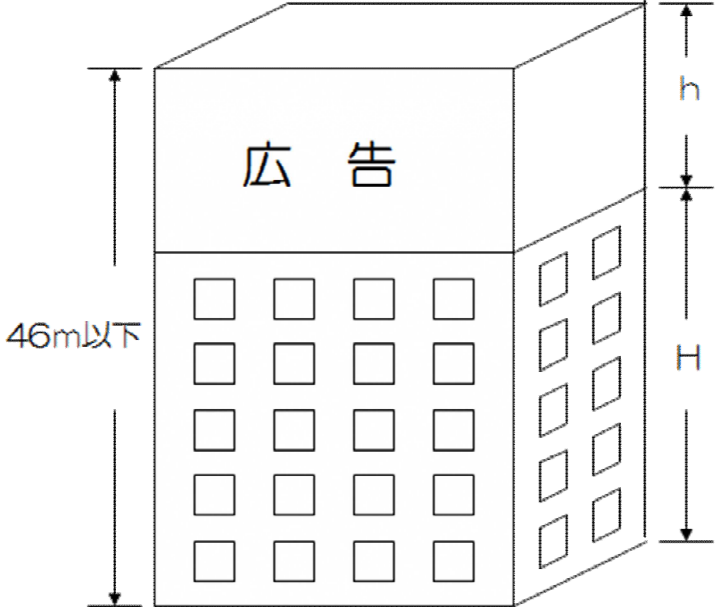
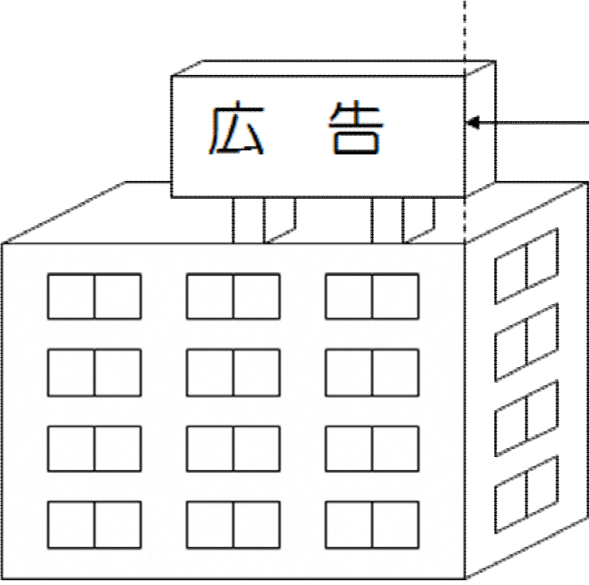
区 分	許 可 基 準	備 考
(1) 家屋連たん区 域内 （半径 150mの範囲 内に 10 戸以上連たん している区域）	① 表示面積 平看板…30 m ² 以下であること。 ② 高さ 平看板…6m以下であること。 広告塔…10m以下であること。	
平看板		
広告塔		

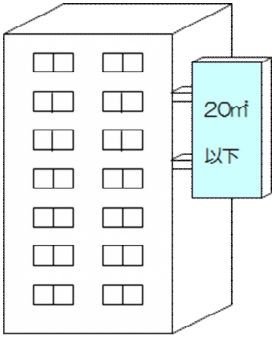
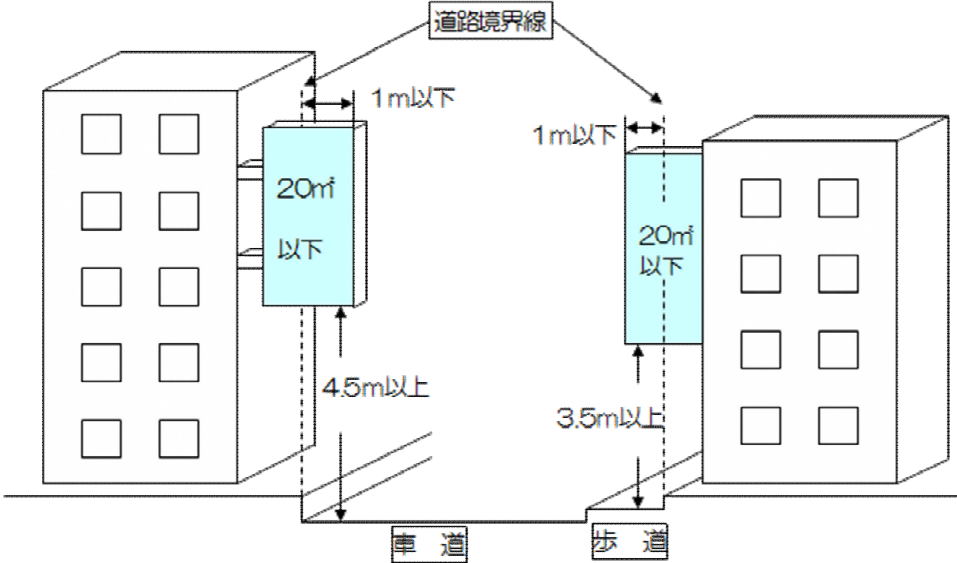
区 分	許 可 基 準	備 考
(2) <u>山陽新幹線鉄道の線路用地</u>から展望できる接続地域内で線路用地の両端1,000m以内（家屋連たん区域を除く）	① 線路用地からの距離が500m以上であること。 ② 広告物相互間の距離が300m以上あること。 ③ 表示面積 平看板…60㎡以下であること。 ④ 高さ 平看板…10m以下であること。 広告塔…15m以下であること。	地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、線路用地からの距離又は広告物相互間の距離は短縮できるものとする。
	 The diagram illustrates the permitted standards for advertising structures near the San'yō Shinkansen railway. It shows a cross-section of the railway corridor with a 1,000m buffer zone on both sides. Within this zone, a flat sign (平看板) is shown with a height of 10m or less and an area of 60㎡ or less. A sign tower (広告塔) is shown with a height of 15m or less. The distance between the sign and the tower is 300m or more. The distance from the sign to the railway track is 500m or more. The distance from the tower to the railway track is 500m or more. The diagram also shows a 'Regulation Outside' (規制外) area and a 'Prohibited' (不可) area.	

区 分	許 可 基 準	備 考
(3) 高速自動車国道の用地から展望できる接続地域内で道路用地の両端1,000m以内（家屋連たん区域を除く）	① 道路用地からの距離が500m以上であること。 ② 広告物相互間の距離が300m以上あること。 ③ 表示面積 40㎡以下であること。 ④ 高さ 平看板…6m以下であること。 広告塔…10m以下であること。	地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、高速自動車国道用地からの距離又は広告物相互間の距離は短縮できるものとする。
	The diagram illustrates the regulations for advertising structures near expressways. It shows a highway with vehicles, a billboard (平看板) with dimensions 40㎡以下 and 6m以下, and an advertising tower (広告塔) with dimensions 40㎡以下 and 10m以下. Distances are marked: 1,000m from the highway to the billboard, 500m from the highway to the tower, and 300m between the billboard and tower. A vertical scale on the right indicates '規制外' (Outside Regulation), '許可' (Permitted), and '不可' (Not Permitted).	

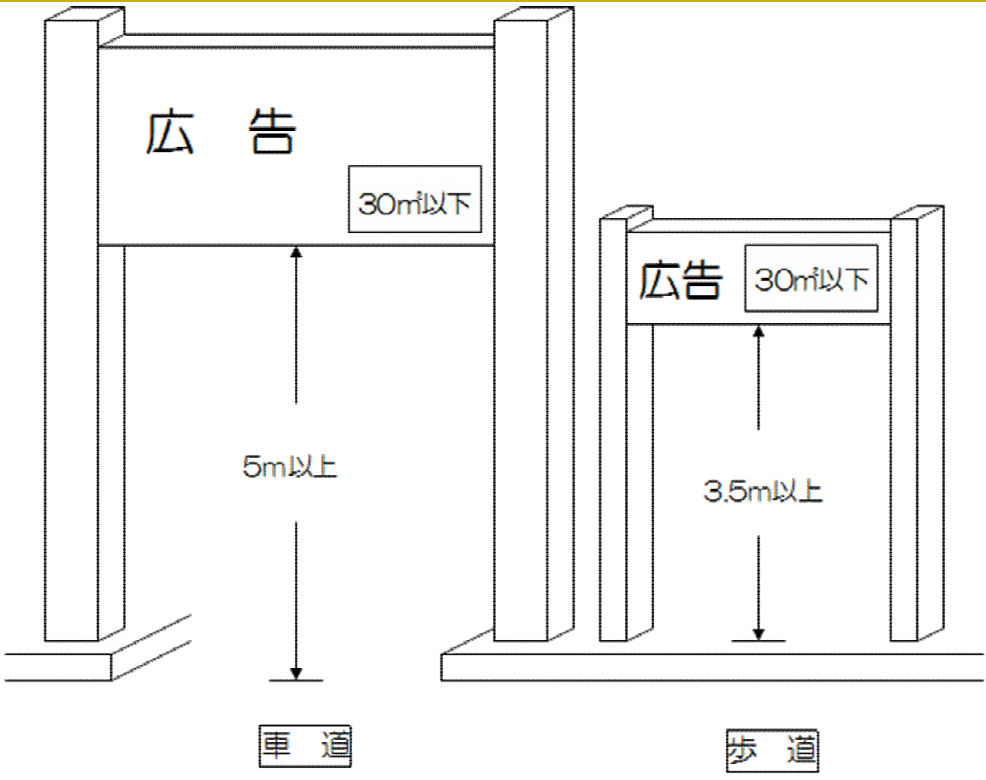
区 分	許 可 基 準	備 考
(4) <u>鉄道、一般国道、主要地方道の用地</u>（以下、「<u>鉄道等</u>」）から展望できる接続地域内で鉄道等の用地の両端 300m 以内（家屋連たん区域を除く）	① 鉄道等の用地からの距離が 50m 以上であること。 ② 広告物相互間の距離が 50m 以上あること。 ③ 表示面積 平看板…30 m² 以下であること。 <u>但し、鉄道等からの距離が 200m を超える場合は、40 m² 以下であること。</u> ④ 高さ 平看板…6m 以下であること。 <u>但し、鉄道等からの距離が 200m を超える場合は、7m 以下であること。</u> 広告塔…10m 以下であること。	地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、鉄道等の用地からの距離は短縮できるものとする。
		

●建築物又は鉄柱その他これに類する工作物を利用するもの

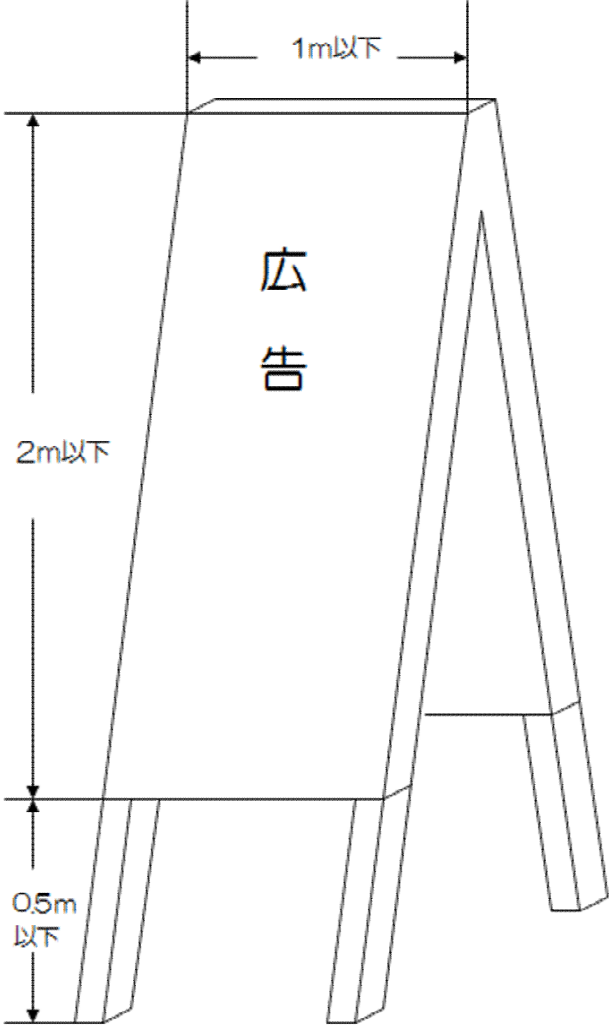
区 分	許 可 基 準	備 考
(1) 建築物の屋上に表示し、又は設置する場合	① 地表から広告物上端までの高さが46m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合は、51m以下）であること。 ② 広告物自体の高さが建築物自体の高さと同等以下であること。 ③ 広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないものであること。	
高さ	 $H \geq h$ H＝建築物の高さ h＝広告物の高さ	
幅	 壁面の垂直線を超えて外側に突き出さないこと	

区 分	許 可 基 準	備 考
(2) 建築物の壁面又は鉄柱から突き出して表示し、又は設置する場合	① 表示面積は 20 m²以下であること。 ② 上端までの高さは 15m以下であること。 ③ 車道と歩道の区別がない道路上で、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合は、交差点から 20m以上の距離があること。 ④ 道路上に突き出す場合 ア 路面から看板の下端までの高さ 車道…4.5m以上であること。 歩道…3.5m以上であること。 (特にやむを得ないと認める場合は 2.5mまで下げることができる。) イ 突き出しの長さ 道路上 1m以下であること。 (歩道と車道の区別がある歩道に突き出す場合は、1.5mまで延長可能。)	歩車道の区分がない道路については、車道を適用する。
壁面から突き出して表示、設置する場合（鉄柱から突き出す場合も同様）		
道路上に突き出す場合（鉄柱から突き出す場合も同様）		

●アーチに表示するもの

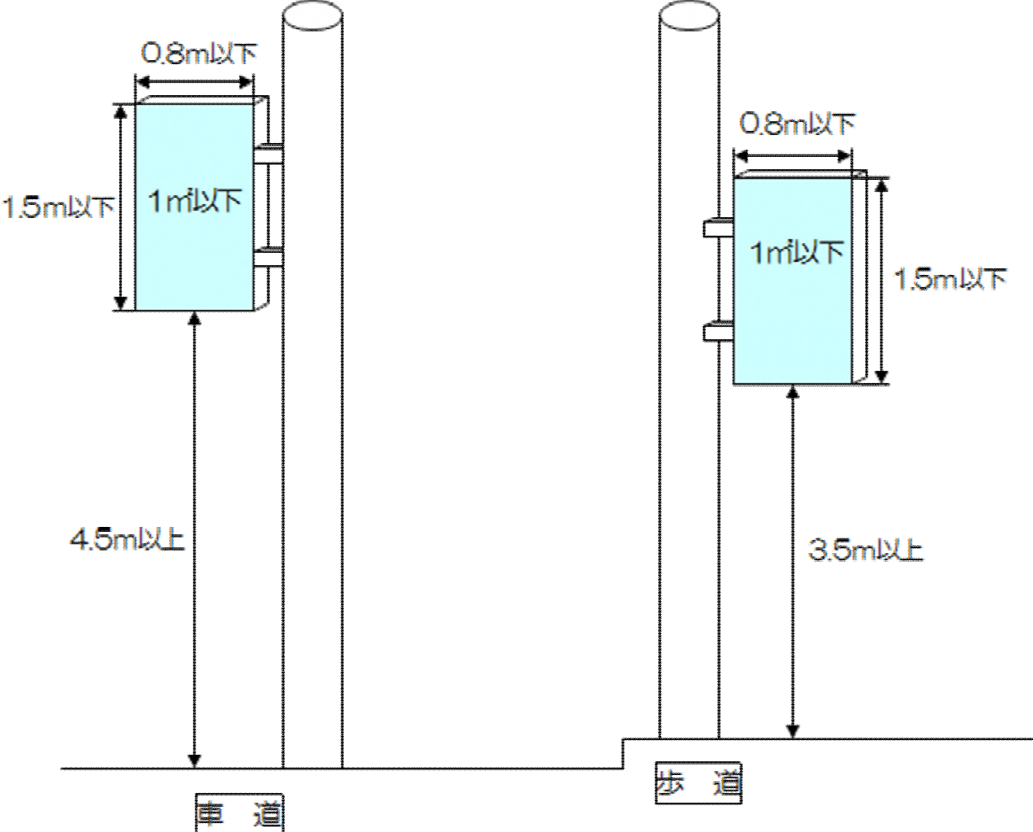
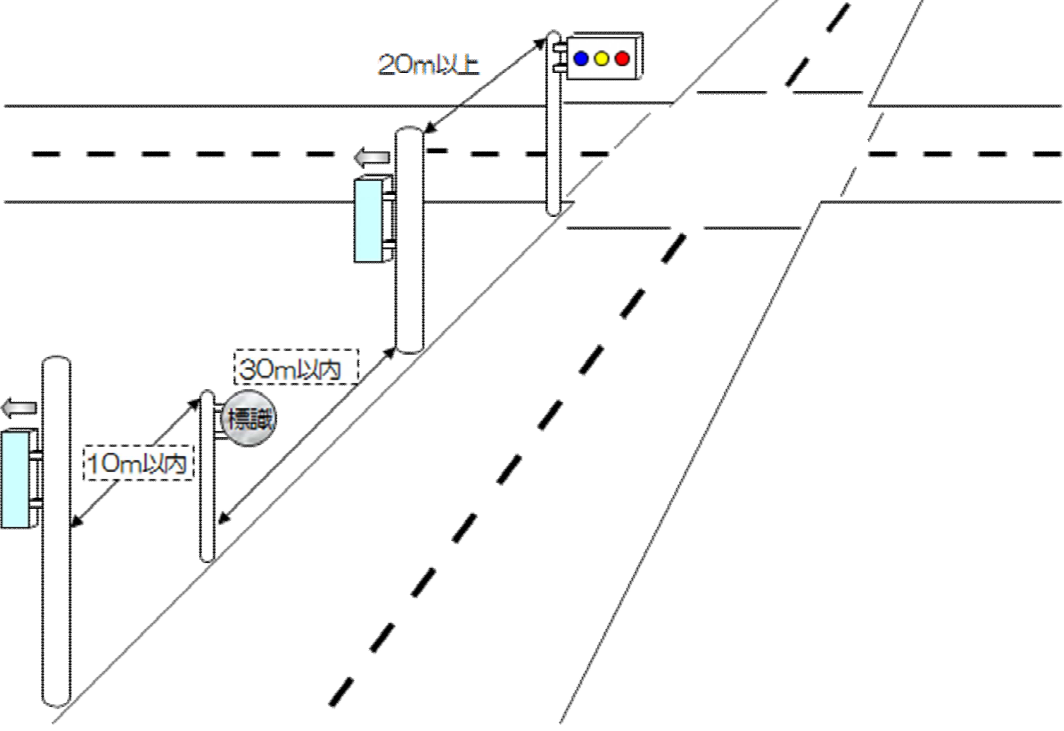
許 可 基 準	備 考
① 表示面積 30㎡以下であること。 ② 道路を横断する場合、路面から広告物の下端までの高さ 車道…5m以上であること。 歩道…3.5m以上であること。	歩車道の区分がない道路については、車道を適用する。
 The diagram illustrates the height requirements for archway advertisements. On the left, an archway labeled '広告' (Advertisement) with a box indicating '30㎡以下' (30㎡ or less) is shown over a '車道' (Car Lane). A vertical double-headed arrow indicates the height from the ground to the bottom of the advertisement is '5m以上' (5m or more). On the right, a similar archway is shown over a '歩道' (Sidewalk). A vertical double-headed arrow indicates the height from the ground to the bottom of the advertisement is '3.5m以上' (3.5m or more). Both advertisements are labeled '広告' (Advertisement) and '30㎡以下' (30㎡ or less).	

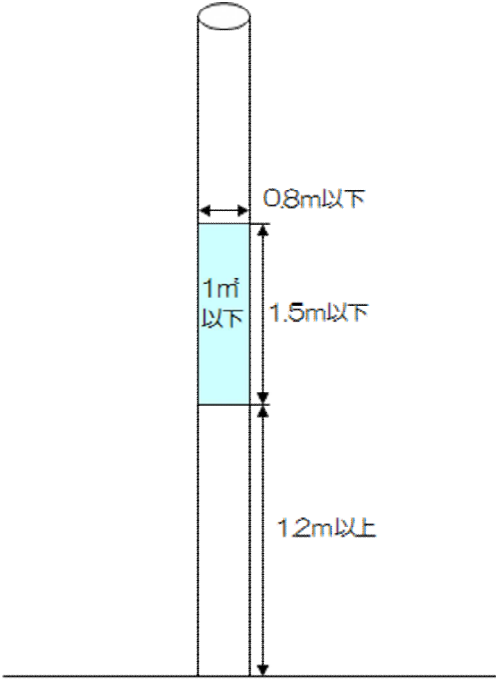
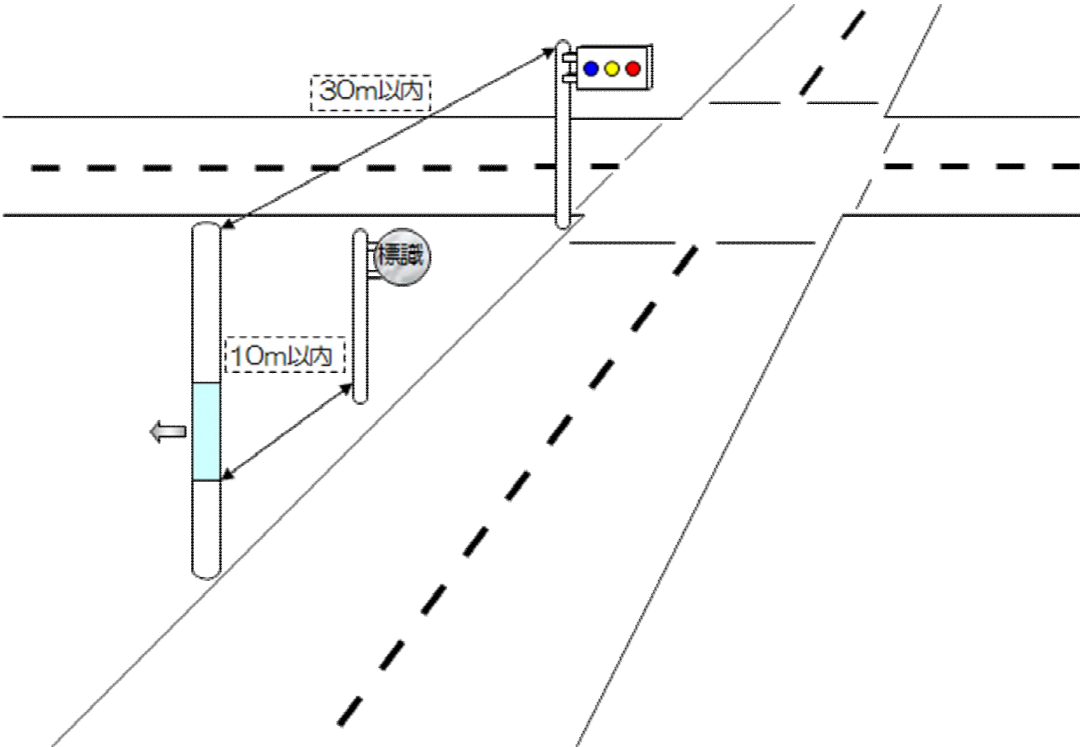
●立看板

許 可 基 準	備 考
① 大きさ 縦 2m以下、横 1m以下であること。 ② 脚部の高さ 0.5m以下であること。	移動できるもの
 The diagram illustrates a freestanding sign structure. It features a large rectangular sign panel with the characters "広告" (Advertisement) written vertically in the center. The sign is supported by a base consisting of two legs on the left and one leg on the right. Dimension lines indicate the following specifications: the width of the sign panel is labeled "1m以下" (1m or less); the height of the sign panel is labeled "2m以下" (2m or less); and the height of the base legs from the ground is labeled "0.5m以下" (0.5m or less).	

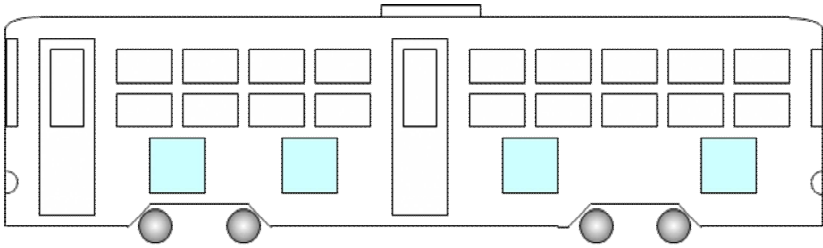
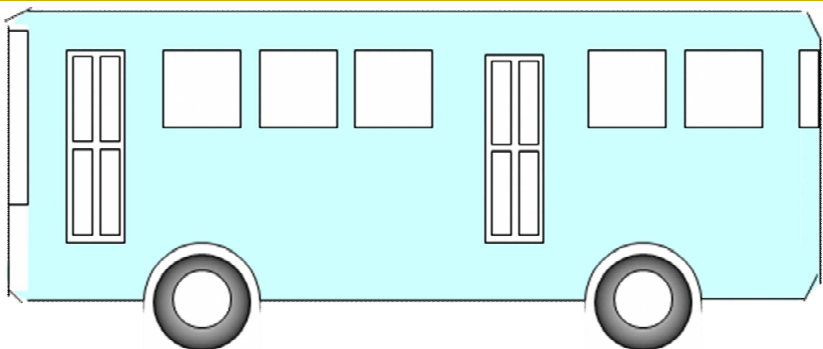
●電柱等（電柱、街灯柱、架線柱若しくは共架柱又はアーチ、アーケード等支柱の広告板）

区 分	許 可 基 準	備 考
	① 電柱等に直塗りをしないこと。 ※直塗りは不許可 ② 添加する場合 ア 道路上の電柱等に添加する場合は、信号機のある交差点から 20m 以上の距離があること。 イ 道路上の電柱等に添加する場合の添加方法 頭上標識の前方 30m 及び後方 10m の範囲内にあっては、道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。それ以外の場合にあっては、原則として、道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。 ウ 広告板の高さ (ア) 道路上の電柱等に添加する場合の路面から広告板の下端までの高さ 車道…4.5m 以上であること。 歩道…3.5m 以上であること。 (特にやむを得ないと認めるときは、2.5m まで下げることができる。) (イ) 道路上以外の電柱等に添加する場合の路面から広告板の下端までの高さが 2.5m 以上であること。 エ 広告板の大きさ 縦 1.5m 以下、横 0.8m 以下、表示面積 1 m² 以下であること。 オ 広告板の個数 電柱等 1 本につき、1 個まで。 ③ 巻き付けの場合 ア 道路上の電柱等に巻きつける場合は、道路標識(頭上標識は除く。)の前方及び後方 10m 以内並びに信号機のある交差点から 30m 以内の範囲内においては、車両の進行方向に対して表示しないこと。 イ 広告板の高さ 地表から広告板の下端まで 1.2m 以上であること。 ウ 広告板の大きさ 縦 1.5m 以下、横 0.8m 以下、表示面積 1 m² 以下であること。 エ 広告板の個数 電柱等 1 本につき、1 個まで。(但し、1 個を 2 面として掲出可能。) ④ 電柱 1 本に対して添加 1 個、巻き付け 1 個の計 2 個表示できる。(ただし、表示面積の合計 1 m² 以下とする。)	頭上標識 …路面からの高さが 4.5m 以上の道路標識 歩車道の区別がない道路については車道を適用する。

区 分	許 可 基 準	備 考
(添加する場合)		
		

区 分	許 可 基 準	備 考
(巻き付ける場合)	 Diagram illustrating the permitted standards for a vertical pole with a wrapped section. The wrapped section (blue) has a diameter of 0.8m or less, a height of 1.5m or less, and a length of 1m or less. The total height of the pole is 12m or more.	
	 Diagram illustrating the permitted standards for a vertical pole with a wrapped section at a road intersection. The pole is located within 30m of a traffic light and within 10m of a 'No Left Turn' sign. The wrapped section (blue) is 1m or less in length.	

●電車・乗合自動車（バス）

種 類	許 可 基 準	備 考
	① 電車 【位 置】側面のみとする。 【表示面積】1側面につき、合計4㎡以下であること。 【個 数】1側面につき4個までとする。 ③ 乗合自動車（バス） ・車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。 ・発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものでないこと。 ・電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。	・ほかに許可不要で表示できるものが1側面に2個あり1側面に合計6個まで表示できる。 ・許可基準のほか、次ページ「広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン」による。
電車	 （1側面については4個、その合計面積4㎡以下であること）	
乗合自動車 （バス）		

広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン

このガイドラインは、乗合自動車の車体を利用した広告物の色彩、意匠その他の表示の方法等について、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止等を図るため、広告主、広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者及び当該広告物を表示した乗合自動車により旅客を運送する事業者が留意すべき事項を示すものです。

広告主及び広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者は、その広告物が乗合自動車の車体を利用するものであることを認識し、それぞれの責任によりこのガイドラインに基づき広告物を制作するようにしてください。

また、その広告物を表示する乗合自動車により旅客を運送する事業者は、その責任により当該広告物がこのガイドラインに基づき制作されるものであることを確認するようにしてください。

1 道路交通安全の確保について

ストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるなど周囲の自動車運転者の注意力が散漫となるものでないこと。

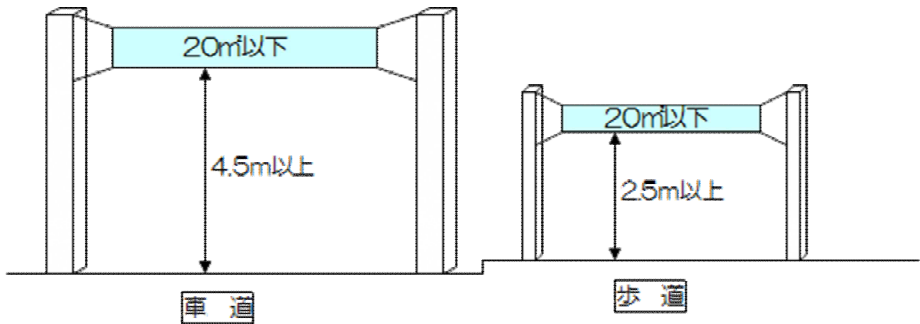
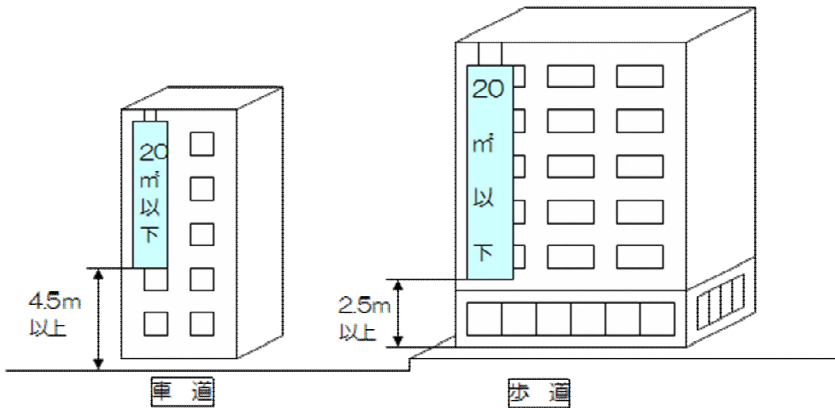
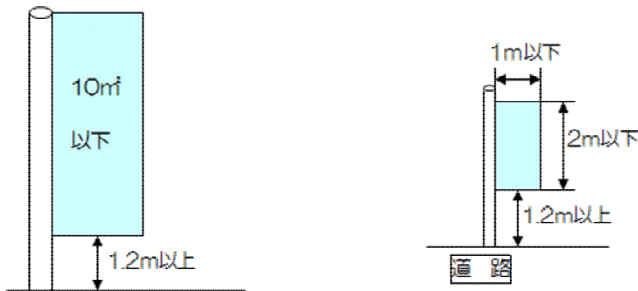
2 走行する地域の景観に対する配慮について

- (1) 色彩、意匠その他の表示の方法については、走行する地域の景観に調和するよう努めること。
- (2) 走行する地域の市町が、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観計画を策定した場合においては、当該景観計画に沿ったものとするように配慮すること。

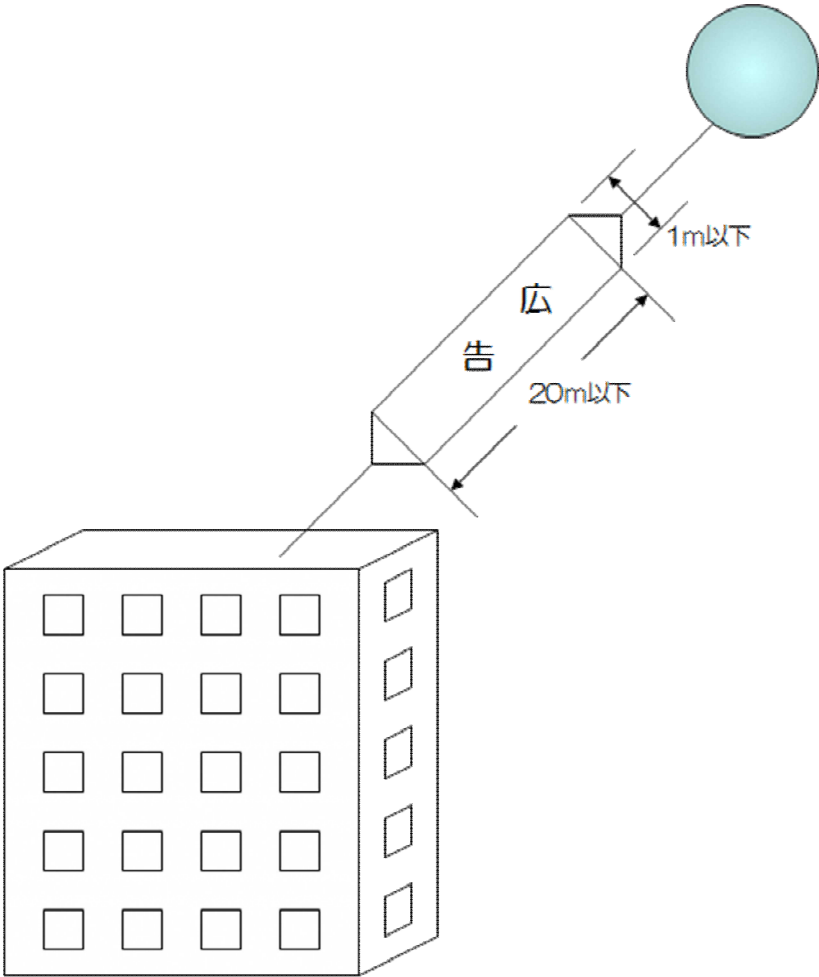
3 利用者等公衆への配慮について

- (1) 法令等に基づく行き先、運行系統等の表示が、明確に識別できるものであること。
- (2) 緊急自動車と誤認するおそれのないものであること。
- (3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのないものであること。
- (4) 虚偽又は誇大な表現など不適正な表現を避け、正確な情報を提供するものであること。
- (5) 人権を侵害するおそれのないものであること。
- (6) 公衆に対して、不快感を与えるものでないこと。

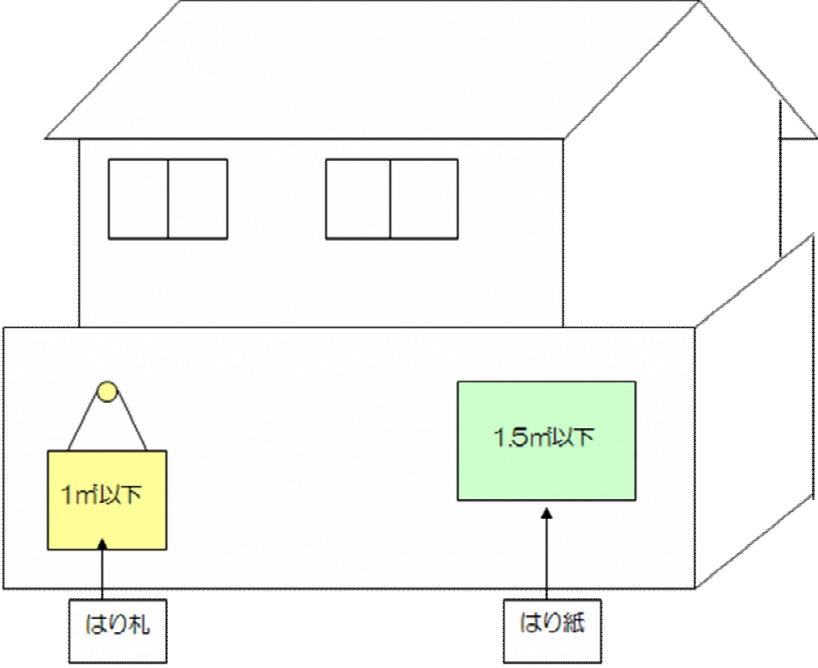
●幕広告

種 類	許 可 基 準	備 考
	① 横断幕及び懸垂幕 ア 路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出す懸垂幕の下端までの高さ 車道…4.5m以上であること。 歩道…2.5m以上であること。 イ 表示面積は、20㎡以下であること。 ② のぼり及び旗 ア 広告物の下端の高さは、1.2m以上であること。 イ 表示面積は、10㎡以下であること。 但し、道路上に設置する場合は、縦2m、横1m以下であること。	歩車道の区別がない道路については、車道を適用する。
横断幕		
懸垂幕		
のぼり及び旗		

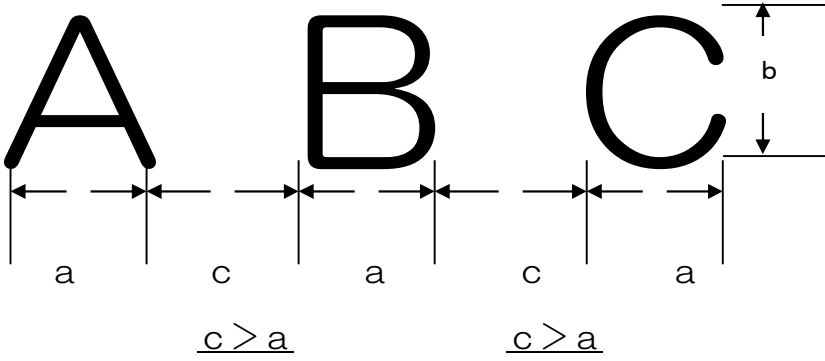
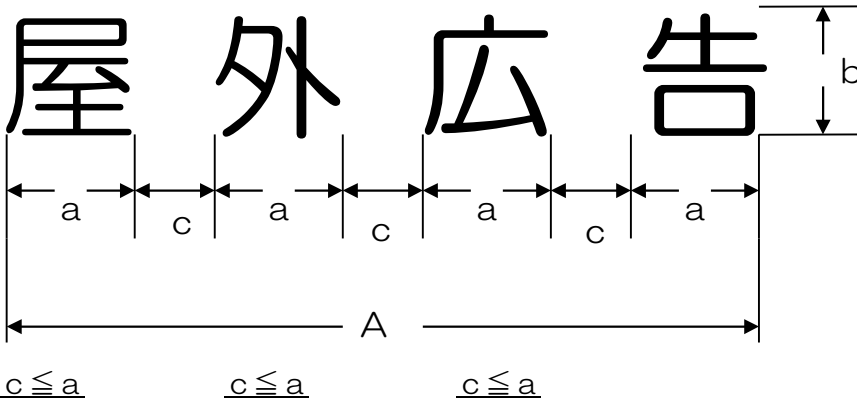
●気球広告

許可基準	備考
縦 20m、横 1 m以下の大きさであること。	
 The diagram illustrates a balloon advertisement setup. A building with a grid of windows is shown. A long, narrow rectangular structure labeled '広告' (Advertisement) is attached to the top of the building. This structure is connected to a blue spherical balloon. Dimension lines indicate the length of the '広告' structure is '20m以下' (20m or less) and its width is '1m以下' (1m or less).	

●はり札及びはり紙

許 可 基 準	備 考
① はり札 【表示面積】1枚につき、1㎡以下であること。 【枚 数】工作物の1壁面につき、3枚までとする。 ② はり紙 【表示面積】1枚につき、1.5㎡以下であること。 【枚 数】工作物の1壁面につき、5枚までとする。	
	

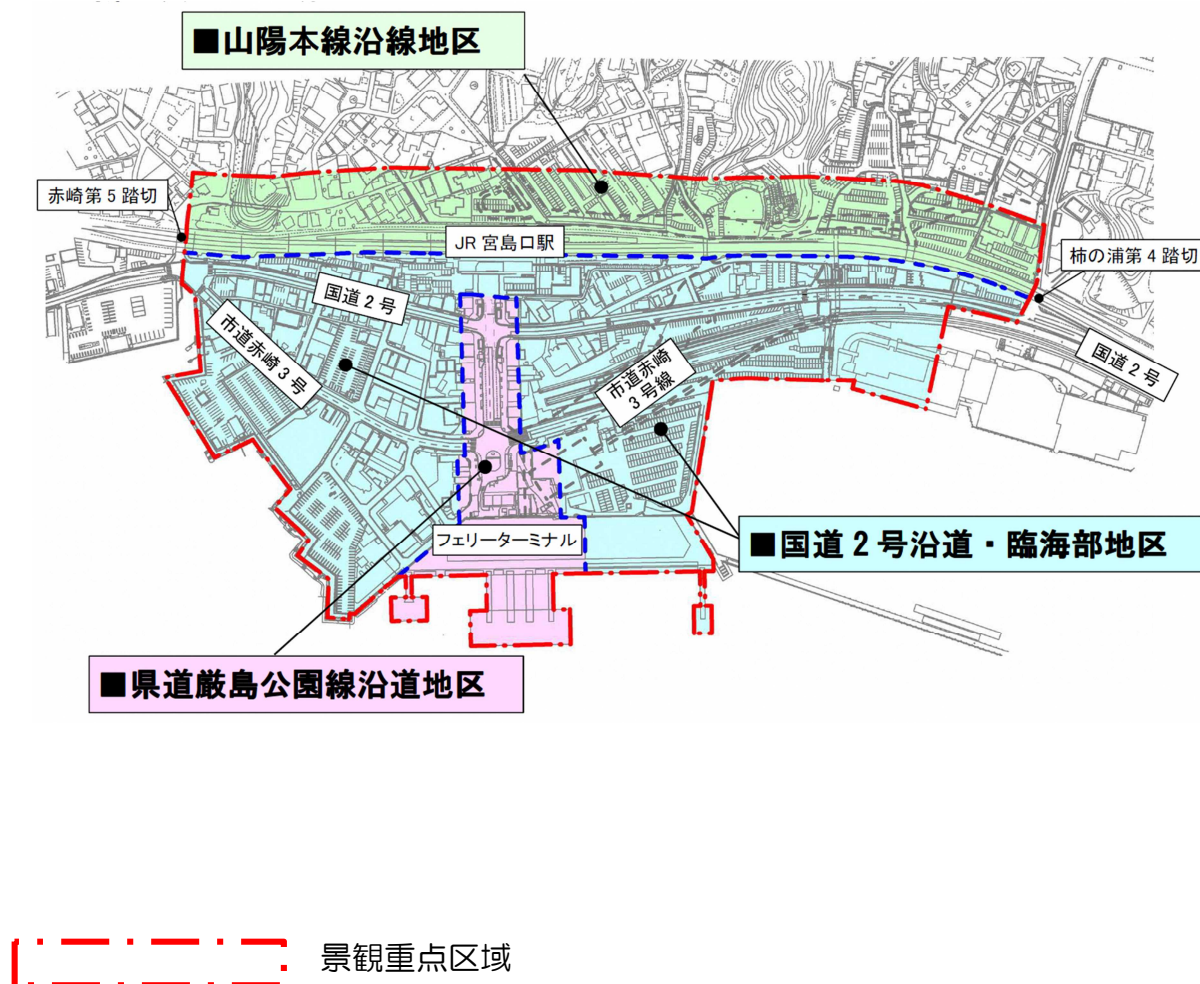
備考 文字又は記号の表示面積の算定

条 項	許 可 基 準
規則別表 第1備考	文字又は記号の外郭線を囲んだ部分の面積とする。 但し、文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号分以下の場合は、全体を1文字又は1記号とみなして面積を算定する。
	ア 文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号分より大きい場合)  $c > a$ $c > a$ 表示面積 = $a \times b \times \text{個数}$ ※ 空間部分を算入しない イ 文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号以下の場合)  $c \leq a$ $c \leq a$ $c \leq a$ 表示面積 = $A \times b$ ※ 空間部分を算入する

② 景観重点区域（宮島口地区）

宮島口地区は、廿日市市景観計画の中で景観重点区域に指定されています。宮島口地区にふさわしい景観形成を目的として、屋外広告物について独自の基準を設けています。

（１）区域



(2) 許可基準

県道厳島公園線沿道地区

●共通基準

(1) 意匠

落ち着いたある和をイメージさせるデザインに努めること。

(2) 表示面積の総量等

1 敷地（建築物）の合計表示面積は 20 m² 以下、かつ自己の用に供するものであること。

県道側の建物見付面積に対する看板の面積率は 1/5 以下。ただし、看板総面積 7 m² 以下は除く。

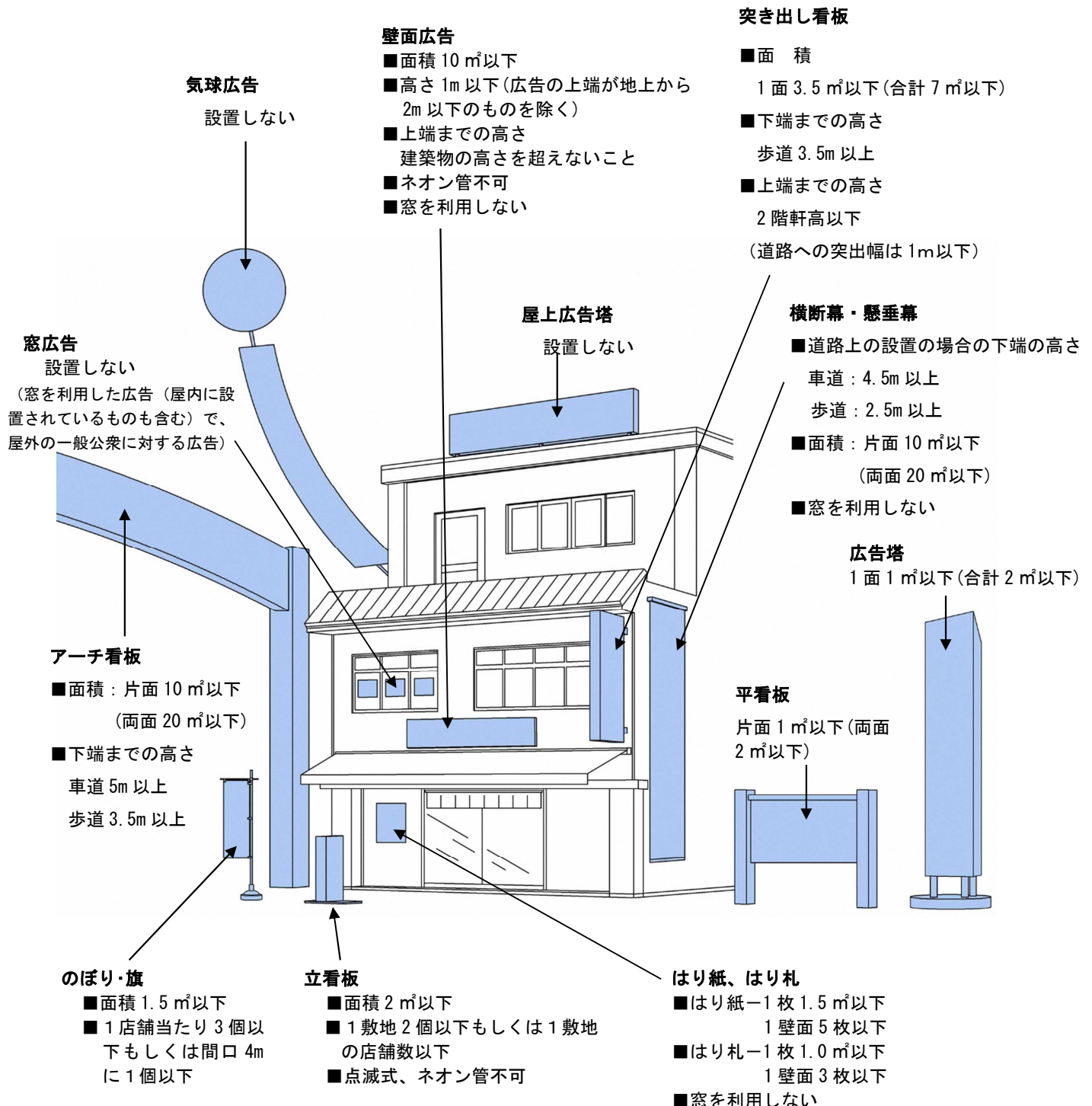
(3) 文字、光源等

文字、ロゴマークは街並みの景観と調和させ、過度な表現を避ける。

レーザー光、サーチライト等で過剰な光量となるもの及び光による動的な表現を行うものは使用しない。

(4) 彩度(マンセル値)

彩度 13 以下及び 6 を超える色が一表示面につき 1/4 以下であること。



国道2号沿道・臨海部地区及び山陽本線沿線地区

●共通基準

(1)意匠

落ち着いたある和をイメージさせるデザインに努めること。

(2)表示面積の総量等

1敷地（建築物）の合計表示面積は30㎡以下

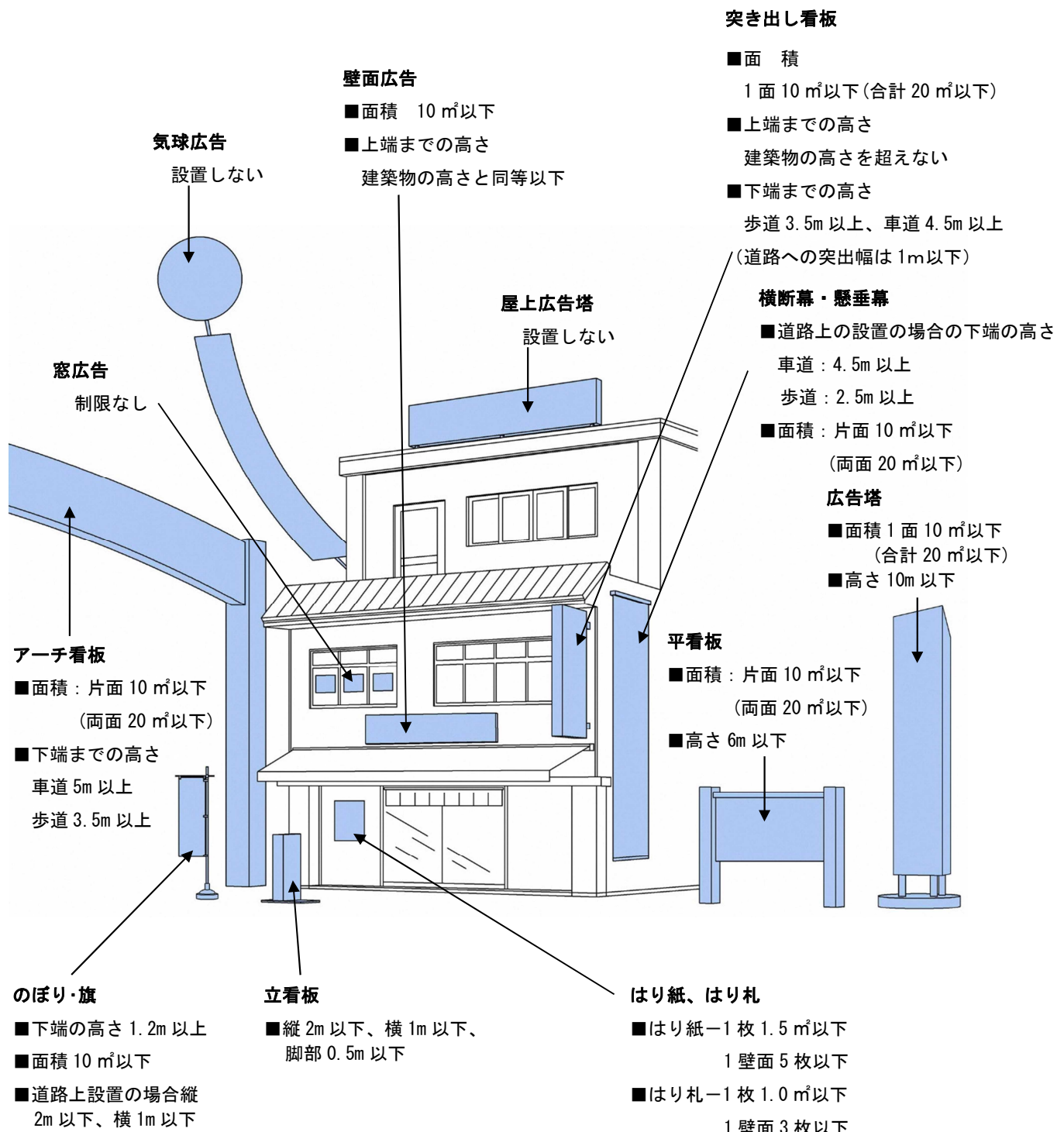
- 〔 ・ 自己の用に供する面積は20㎡以下
- ・ 自己の用に供さない面積は10㎡以下。ただし、国道2号沿道の敷地内においては20㎡以下。 〕

(3) 文字、光源等

レーザー光、サーチライト等で過剰な光量となるもの及び光による動的な表現を行うものは使用しない。

(4) 彩度(マンセル値)

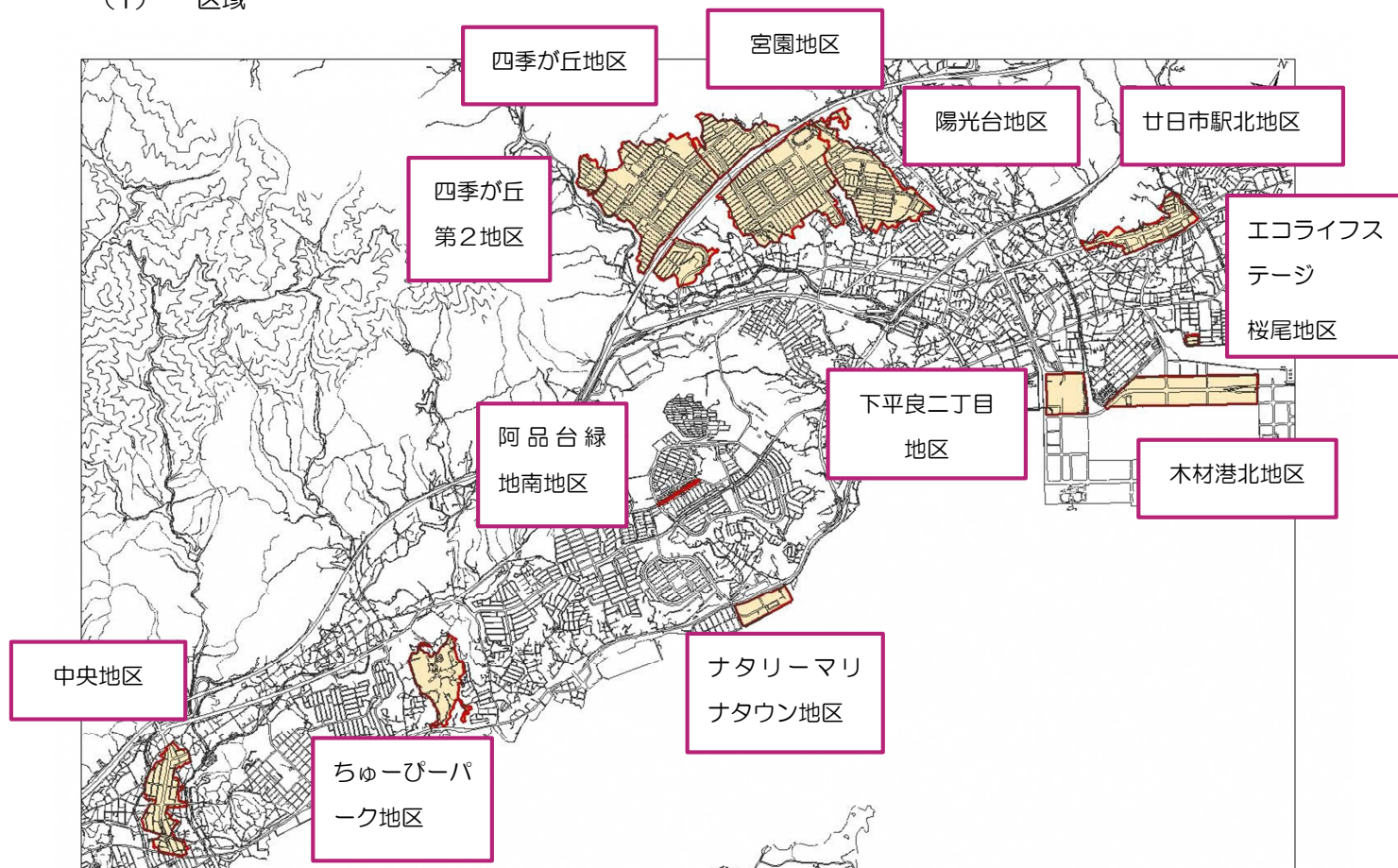
彩度13以下及び6を超える色が一表示面につき1/4以下であること。



③ 地区計画区域内における屋外広告物の設置基準

廿日市市では、都市計画法第12条の4に基づき、それぞれの地区にふさわしいまちづくりをするために、地区計画を定めています。地区計画が定められている区域内で屋外広告物を設置しようとするときは、①一般区域の許可基準に適合することに加え、地区計画に適合していなければなりません。

(1) 区域



※各区域の詳細は市HP（地区計画区域図）をご覧ください。

(2) 基準

地区計画名称	地区区分	設置基準
四季が丘地区	専用住宅地区	次の各号のいずれかに該当する屋外広告物を表示し、又は設置してはならない。 1 地面に直接設置する屋外広告物のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 高さ(脚長を含む。)が3メートルを超えるもの (2) 表示面積の合計が1平方メートルを超えるもの 2 建築物等を利用して表示するもので、次のいずれかに該当するもの (1) 屋上に設置するもの (2) 建築物等の高さを超えるもの (3) 表示面積の合計が1平方メートルを超えるもの
	一般住宅地区	
	一般住宅地区	
宮園地区	住宅地区	
四季が丘第2地区	低層住宅地区	
陽光台地区	低層住宅地区	
木材港北地区	準工業地区	1 屋外広告物は刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観、風致を著しく損なわないものとする。 2 次の各号のいずれかに該当するものを除き、建築物または工作物を利用して表示し、又は設置してはならない。 (1) 法律、命令、条例、規則等により表示し又は設置するもの (2) 公益上やむを得ないもの (3) 自己看板その他慣例上やむを得ないもの (4) 一時的又は仮設的なもの (5) その他市長が適当と認めるもの
	工業地区	
下平良二丁目地区	準工業地区	1 屋外広告物は刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観、風致を著しく損なわないものとする。 2 次の各号のいずれかに該当するものを除き、建築物または工作物を利用して表示し、又は設置してはならない。 (1) 法律、命令、条例、規則等により表示し又は設置するもの (2) 公益上やむを得ないもの (3) 屋根に設置するもの以外の自己看板その他慣例上やむを得ないもの (4) 一時的又は仮設的なもの (5) その他市長が適当と認めるもの
	商業地区A	
	商業地区B	

地区計画名称	地区区分	設置基準
廿日市駅北地区	近隣商業地区	1 屋外広告物は落ち着いた色彩、装飾を用い良好な街並み景観を形成する。 2 広告物は自己の用に供するもののみの設置可能とする。ただし、条例第7条に掲げる屋外広告物及び掲出物件を除く。
	寺前地区	1 屋外広告物は落ち着いた色彩、装飾を用い良好な街並み景観を形成する。 2 広告物は自己の用に供するもののみの設置可能とする。ただし、条例第7条に掲げる屋外広告物及び掲出物件を除く。 3 一辺の寸法が1.2メートル以下かつ表示面積（2面以上の場合はその合計面積）の合計が1平方メートル以下であるもの 4 独立して設置するもので、高さ（脚長を含む）が4メートル以下であるもの 5 建築物等を利用して表示するもので、次の各号に該当しないもの (1) 屋上に設置するもの (2) 建築物等の高さを超えるもの
	幹線沿道地区	1 屋外広告物は落ち着いた色彩、装飾を用い良好な街並み景観を形成する。 2 広告物は自己の用に供するもののみの設置可能とする。ただし、条例第7条に掲げる屋外広告物及び掲出物件を除く。 3 表示面積が一表示面に付き、30平方メートル以下であるもの
	住宅地区	1 屋外広告物は落ち着いた色彩、装飾を用い良好な街並み景観を形成する。 2 広告物は自己の用に供するもののみの設置可能とする。ただし、条例第7条に掲げる屋外広告物及び掲出物件を除く。 3 表示面積が一表示面に付き、10平方メートル以下であるもの
中央地区	商業業務地区	屋上、屋根に設置してはならない。
	複合住宅地区	

地区計画名称	地区区分	設置基準
ナタリーマリナ タウン地区	近隣商業地区 A	落ち着いた色彩を用いるものとし、自己の用に供するもののみの設置とする。ただし、条例第7条に掲げる屋外広告物及び掲出物件を除く。
	近隣商業地区 B	
	中高層住宅地区	1 落ち着いた色彩を用いるものとし、自己の用に供するもののみの設置とする。ただし、条例第7条に掲げる屋外広告物及び掲出物件を除く。 2 次に掲げる屋外広告物及び掲出物件は設置してはならない。 (1) 表示面積が一表示面に付き10平方メートルを超えるもの (2) 独立して設置するもので、高さ(脚長を含む)が4メートルを超えるもの (3) 建築物等を利用して表示するもので、屋上に設置するもの並びに建築物等の高さをを超えるもの
	低層住宅地区	
エコライフステ ージ桜尾地区		1 広告物の色彩は、マンセル表色系を基本とした次によらなければならない。ただし、素材色(木材、石、コンクリート、ガラス、金属等)についてはこの限りではない。 2 色相については、YR、Y、GY、Nとする。 3 明度については、YRは2以上、Yについては4以上、GYについては8以上、Nについては3以上とする。 4 彩度については YR から Y は9以下、GY は2以下とする。 5 広告物を建築物又は工作物を利用して表示し、または広告物を掲出する物件を設置するときは、次の各号によらなければならない。ただし、法律、命令、条令、規則等により、表示又は設置するもの、公益上やむを得ないもの、その他慣例上やむを得ないもの、一時的又は仮設的なもの、その他市長が適当と認めるものは、この限りでない。 (1) 用途は、自己の用に供するものとする。 (2) 表示面積の合計は、1敷地に付き1平方メートル以下とする。 (3) 単独で設置するものは、高さ(脚長を含む)が4メートル以下とし、同一敷地内の建築物の高さ以下とする。 (4) 建築物を利用する場合は、屋根以外の利用とする。

地区計画名称	地区区分	設置基準
阿品台緑地南地区		1 屋外広告物は落ち着いた色彩、装飾を用いるものとする。 2 広告物を建築物又または工作物を利用して表示し、または広告物を掲出する物件を設置するときは、次の各号によらなければならない。ただし、法律、命令、条例、規則等により、表示又は設置するもの、公益上やむを得ないもの、その他慣例上やむを得ないもの、一時的又は仮設的なもの、その他市長が適当と認めるものは、この限りでない。 (1) 用途は、自己の用に供するものとする。 (2) 表示面積の合計は30平方メートル以下とする。 (3) 建築物を利用する場合は、屋根以外の利用とする。
ちゅーピーパーク地区		1 屋外広告物は落ち着いた色彩、装飾を用いるものとする。 2 建築物を利用して広告物を設置する場合は、屋根以外の利用とする。

8. 許可の期間（条例第11条）及び手数料（廿日市市手数料条例別表第7）

種類	面積等	単位	手数料		許可の期間
			光源　あり	光源　なし	
平看板	１０㎡以下	１個	２，６００	１，６５０	３年以内
広告塔	１０㎡～３０㎡以下		７，５００	５，５００	
掲示板	３０㎡～４０㎡以下		１０，１００	７，１５０	
	４０㎡～５０㎡以下		１２，７００	８，８００	
	５０㎡～６０㎡以下		１５，３００	１０，４５０	
	６０㎡～７０㎡以下		１７，９００	１２，１００	
	７０㎡～８０㎡以下		２０，５００	１３，７５０	
	８０㎡～９０㎡以下		２３，１００	１５，４００	
	９０㎡～１００㎡以下		２５，７００	１７，０５０	
	１００㎡～１１０㎡以下		２８，３００	１８，７００	
	１１０㎡～１２０㎡以下		３０，９００	２０，３５０	
	１２０㎡～１３０㎡以下		３３，５００	２２，０００	
	１３０㎡～１４０㎡以下		３６，１００	２３，６５０	
	１４０㎡を超える		３８，０４０	２６，２４０	
立看板		１個	５８０		１年以内
電柱広告板	添加	１個	５８０	３９０	
	巻き	１個	３９０		
電車、乗合自動車		１㎡	９５０	５８０	
宣伝車		１台	１，９００	１，３４０	
幕広告		１枚	９５０		
気球広告		１個	１，９００	１，３４０	
はり札		１個	３９０		
はり紙（１００枚までごと）		１件	６００		

1度許可を受けた屋外広告物を変更するときは、変更後の面積に応じて算出した額に3分の1を乗じるものとする。

第3章 屋外広告物の安全管理に関すること

1. 屋外広告物の安全管理義務（条例第15条）

屋外広告物は、表示・設置ご相当の期間を経過すると、老朽化による塗料の退色、剥離等、良好な景観の形成に支障が出るとともに、材料の腐食、ボルトの緩み等による倒壊、落下等の恐れがあります。また、近年地震や台風などの自然災害が多発しており、屋外広告物による公衆への危害を防止するためにも、屋外広告物に関わるすべての人は安全管理に努めなければなりません。

2. 管理者の設置（条例第16条）

許可に係る屋外広告物のうち、一定規模以上の平看板、広告塔及び掲示板は、資格を有する管理者を設置しなければなりません。

1. 対象広告物

- ・屋外広告物自体の高さが4mを超えるもの
- ・屋外広告物の表示面積が10㎡を超えるもの
- ・アーチ看板

いずれかに該当するもののうち、建築物の壁面に直塗りしたもの、シール類を貼り付けたものは除きます。

壁面に文字等を貼り付けたもの（箱文字、チャンネルサイン等）は、手数料算定の際に用いる高さ及び表示面積が基準を超えるものが対象となります。

2. 管理者の資格

- ・屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者）
- ・建築士（建築士法に規定する建築士（一級・二級・木造））
- ・電気工事士（第1種・第2種）
- ・電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）
- ・点検技能講習修了者（（公社）日本サイン協会及び（一社）日本屋外広告業団体連合会が実施）

3. 点検（安全確認）（条例第18条）

許可に係る平看板、広告塔及び掲示板は継続許可申請時に、点検もしくは安全確認をしなければなりません。

資格を有する管理者の点検が必要な屋外広告物

- ・屋外広告物自体の高さが4mを超えるもの
- ・屋外広告物の表示面積が10㎡を超えるもの
- ・アーチ看板

上記以外の平看板、広告塔及び掲示板は自主安全確認報告書の提出が必要です。

第4章 違反に対する措置等

1. 違反に対する勧告等（条例第21条）

許可が必要なのに許可を受けていなかったり、禁止地域や禁止物件に表示したり、許可期間を過ぎても除却しなかったり、劣化に対して良好な維持管理をしていない物件等について、市長は除却、その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

「必要な措置」とは、除却以外に、改修、移転、修繕、許可の取消し、口頭による指導指示等が考えられます。

正当な理由がなく、勧告に従わない場合は、勧告を受けた者にあらかじめ通知をし、意見を述べる機会を与え、屋外広告物の設置者等の氏名等必要な事項を公表することができます。

2. 略式の代執行手続（条例第22条）

条例の規定や屋外広告物等の表示又は設置許可時に付した条件に違反した物件等について市長は除却、その他の必要な措置を講ずるよう命令することができます。

必要な措置を講ずるよう命令を出す場合で、命令を出す相手方が調べてもわからないときは、市長は、その除却を担当職員や委託業者に行わせることができます。

ただし、広告板・広告塔等の広告物を掲出する物件を除却する場合には、ある程度以上の財産的価値があることから、事前に以下の事項を公告しなければならないとされています。

- ① 5日以上 の期限を定め、その期限までに所有者等が自ら除却しなければならないこと。
- ② その期限までに除却しないときは、自ら又は市長の命じた者又は委任した者が除却すること。

3. 簡易除却制度（法第7条第4項）

市長又は市長が委任した者は、違法に表示・掲出された広告物が、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗であって、一定の要件を満たすときは、表示した者がわかっている場合でも簡易な除却措置を行なうことができます。

(1) 除却できる違反広告物

- ① はり紙
- ② はり札類
- ③ 立看板類
- ④ 広告旗（いわゆる、のぼり旗。これを支える台を含む）

(2) 簡易除却の要件

はり紙については①に該当する場合、はり札類・立看板類・広告旗については、①及び②の要件を満たしている場合に簡易除却を行います。

① 条例第3条から第5条までの規定に明らかに違反していると認められること

許可（条例第3条）無く、禁止地域等（条例第4条）や禁止物件（条例第5条）に（1）の広告物を表示した場合

② 管理されずに放置されていることが明らかなものであること

4. 除却した広告物の保管と処分（法第8条・条例第23条から28条）

(1) 保管と公示

略式の代執行を行った物件と簡易除却した物件は、保管した上で所定の事項を市役所前の掲示場に公示し、所有者からの申し出があれば、返還します。（はり紙を除く）

公示事項は、除却した物件の種類及び数量、設置場所、除却年月日、保管を始めた年月日、保管場所等です。

保管期間は、下記のとおりです。

① 簡易除却物件 2日

② 略式の代執行を行なった物件のうち、特に貴重な広告物 3か月

③ ①・②以外の広告物 2週間

返還手続きは、除却物件を保管する都市計画課で行います。

(2) 保管物件の処分方法

保管期間を経過した物件は、価額を評価した上で、売却若しくは返還を行います。

5. 罰則（条例第39条～42条）

下記の条例違反に対しては、罰金を科すことを内容とする罰則を設けています。

（1）次に掲げる事項に違反した者は50万円以下の罰金を科せられます。（第39条）

条例第22条第1項の規定によりされた命令に違反した者。

（2）次に掲げる事項に該当する者は、30万円以下の罰金を科せられます。（第40条）

- ① 禁止地域等及び禁止物件に違反広告物等を掲出した者
- ② 市長の許可を受けずに屋外広告物等を表示し、又は掲出物件を設置した者
- ③ 変更の許可を受けずに屋外広告物等を変更、改造した者
- ④ 除却しなければならない屋外広告物等を除却しなかった者

（3）次に掲げる事項に違反した者は20万円以下の罰金を科せられます。（第41条）

- ① 屋外広告物等に関し報告を求めたとき、報告もしくは資料の提出をしなかった者
- ② 屋外広告物等に関し、虚偽の報告もしくは資料の提出をした者
- ③ 屋外広告物等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（4）両罰規定（第42条）

（1）～（3）に掲げる違反行為をした者が、法人等（個人を含む）の従業員（代表者を含む）であり、その法人等の業務として、その法人又は人の業務に関して（1）～（3）の違反行為をした場合においては、違反をした本人を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰則を適用します。

第5章 屋外広告業

1. 屋外広告業とは（広島県条例第22条、第23条、第31条）

広告主から屋外の広告物の表示・設置に関する工事を請け負うことを業として行う営業のことです。このとき、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。設置工事を請け負わない広告代理業や広告物の印刷、製作を行うだけの場合は屋外広告業には該当しません。

廿日市市内で屋外広告業を営もうとする場合は、広島県屋外広告物条例に基づく登録が必要です。

登録手続きについては、広島県のHP 等でご確認ください。

参考資料（様式）

様式第1号 屋外広告物許可申請書.....	43
様式第3号 屋外広告物変更許可申請書.....	44
様式第6号 屋外広告物管理者等変更届.....	45
様式第7号 屋外広告物継続許可申請書.....	46
様式第8号 屋外広告物安全点検報告書.....	48
様式第9号 屋外広告物自主安全確認結果報告書.....	51
様式第10号 屋外広告物除却届.....	52

(別記)
様式第1号(第2条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人の場合は、その名称、所在地
及び代表者の氏名 〕

廿日市市屋外広告物等に関する条例第6条の規定により、関係図書を添えて次のとおり屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可を申請します。

直接管理の事務を行う者	住 所			
	氏 名		電話番号	
管 理 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
	資格名称			
工 事 施 工 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
広告意匠設計者	住 所			
	氏 名		電話番号	
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
表示又は設置の場所				
意 匠 及 び 色 彩				
表示又は設置の方法				
照明又は音響を伴うときはその概要				
工事しゅん工予定期日	年 月 日			

- 備考 1 不用の文字及び欄は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告物許可書

次の条件を付し申請のとおり許可します。

(条件) この許可により公衆等に危害を与えることのないよう充分保全管理すること。

許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
第 号

年 月 日 廿日市市長

印

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日
廿日市市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、その名称、所在地
及び代表者の氏名）

廿日市市屋外広告物等に関する条例第12条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり変更等の許可を申請します。

許可番号		第 号	
許可年月日		年 月 日	
許可の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
屋外広告物等の変更又は改造		☐ 変更（ ☐ 位置 ☐ 意匠） ☐ 改造	
管理者	住所		
	氏名		電話番号
	資格名称		
意匠及び色彩			
表示又は設置の方法			
照明又は音響を伴うときはその概要			
変更の理由			

備考 1 不用の文字及び欄は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告物許可書

次の条件を付し申請のとおり許可します。
(条件) この許可により公衆等に危害を与えることのないよう充分保全管理すること。

許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
第 号

年 月 日 廿日市市長 印

屋外広告物管理者等変更届

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

廿日市市屋外広告物等に関する条例第 1 7 条の規定により、次のとおり〔 管理者
設置者 〕の変更
を届け出ます。

許 可 番 号		第 号
許可年月日		年 月 日
変更前	氏 名	
	住 所	
変更後	氏 名	
	住 所	
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 不用の文字及び欄は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外廣告物繼續許可申請書

年 月 日

甘日市市長 様

廿日市市屋外広告物等に関する条例第18条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可の期間の更新を申請します。

申請者住所		表示又は設置の期間		
氏名 (TEL)		広告設置場所		
管理者住所				
氏名 (TEL)		照明		
前回許可番号	種別	面積又は数量	手数料 円	納入年月日

*全ての広告物（看板）の写真を添付してください（3ヶ月以内のもの、別添可）。

- | | |
|----|---|
| 備考 | <p>1 不要の文字及び欄は、消すこと。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p> <p>3 太枠欄のみ記入をしてください。</p> |
|----|---|

屋外広告物継続許可書

申請者住所		表示または設置の期間
氏名	(TEL)	広告設置場所
管理者住所		
氏名	(TEL)	照明

前回許可番号	種別	面積もしくは数量	手数料 円	納入年月日
--------	----	----------	----------	-------

次の条件を付し申請のとおり許可します。

条件 この許可により公衆等に危害を与えることのないよう充分保全管理すること。

令和 年 月 日

廿日市市長 松本 太郎 ⑩

*全ての広告物（看板）の写真を添付してください（3ヶ月以内のもの、別添可）。

備考：太枠欄のみ記入をしてください。

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

廿日市市長 様

次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実に相違ありません。

報告者 (設置者等)	氏名					
	住所					
管理者 (点検者)	氏名			資格名称		
	住所	TEL				
許可番号			設置場所			
設置年月日	年 月 日		点検年月日	年 月 日		
屋外広告物の種類						
区分	点 検 内 容		異 常		異 常 の 内 容	
基礎	1 上部構造の支えの傾斜、ぐらつき		有	無		
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常		有	無		
支持部・取付部	1 鉄骨の錆発生、塗装の老朽化		有	無		
	2 鉄骨接継部（溶接部・プレート）の腐食、変形		有	無		
	3 鉄骨接継部（ボルト）のゆるみ、欠落		有	無		
	4 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有	無		
	5 ベース周辺、コーキングの老朽化、溶接部の劣化		有	無		
	6 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常		有	無		
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆		有	無		
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落		有	無		
	3 枠組み部材の破損、ねじれ		有	無		
電気設備	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、カバーの不発光		有	無		
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水		有	無		
	3 カバー・カバー類の破損		有	無		
	4 カバー・その周辺の損傷、接続不良		有	無		
	5 分電盤の腐食、破損		有	無		
	6 電源配線経路の腐食、破損、漏電		有	無		
	7 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷		有	無		
	8 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷		有	無		
その他	1 その他点検した事項()		有	無		
	2 その他点検した事項()		有	無		
特記事項						
総合評価						
☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 改善済（ 年 月 日実施）						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(1面) (裏面)

報告書の注意事項

点検と報告書の記載は、廿日市市屋外広告物等に関する条例施行規則第10条に定める広告物の管理者が下記事項に留意して行ってください。

1 点検を要する屋外広告物

平看板及び広告塔のうち、屋外広告物又は掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものとします。ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除きます。

※ 表示面積が10平方メートル以下及び高さが4メートル以下の屋外広告物にはこの様式は使用できません。別記様式第9号を使用してください。

2 点検実施時期

許可期間満了の日の3か月前から許可期間満了の日の前日まで

3 注意事項

- (1) ひとつの許可番号に複数の許可物件がある場合は、それぞれの報告書及び別紙を作成してください。
- (2) 別紙には、点検を実施した屋外広告物の写真を添付し、写真添付欄の右の欄に点検方法と補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見を記入してください。

4 添付書類

管理者（点検者）の資格を証明する書面の写し

5 異常が明らかな場合

報告書により広告物の異常が明らかな場合には、条例の規定に基づき、当該屋外広告物の改修又は除却等の必要な措置を命ずる場合があります。

6 虚偽報告

虚偽の報告により継続の許可を受けたことが明らかな場合には、条例の規定に基づき、その許可を取り消し、当該広告物の改修又は除却等の必要な措置を命ずる場合があります。

備考 本報告書は3部作成し、2部を提出用とし、1部を管理者控としてください。

(2面)

別紙（写真添付・点検方法・所見記載用紙）

許可番号	屋外広告物の種類
(写真添付欄)	○点検方法 ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
(写真添付欄)	○点検方法 ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
(写真添付欄)	○点検方法 ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見

屋外広告物自主安全確認結果報告書

年 月 日

廿日市市長 様

報告者 住 所

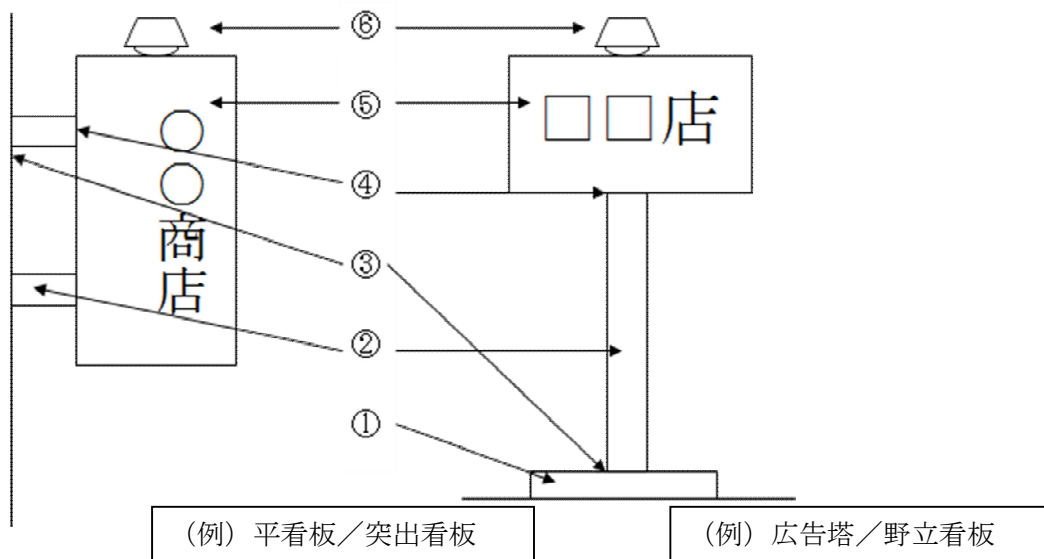
(設置者等)

氏 名

廿日市市屋外広告物等に関する条例施行規則第12条第3号の規定により、次のとおり報告します。

点 検 年 月 日	年 月 日		許可番号		
設 置 日	年 月 日 (年経過)		種 別	平看板・広告塔・掲示板 ※いずれかに○	
表示又は設置場所			面 積		

部 位		点検内容	異常		対応方法 (予定時期等)	対応	
①	基 礎	☐ 腐食 ☐ ひび ☐ 破損 ☐ その他 ()	有	無		済	未
②	支 持 部	☐ 腐食 ☐ ひび ☐ 破損 ☐ その他 ()	有	無		済	未
③	取 付 部 (根元側)	☐ 腐食 ☐ ひび ☐ 破損 ☐ その他 ()	有	無		済	未
④	取 付 部 (本体側)	☐ 腐食 ☐ ひび ☐ 破損 ☐ その他 ()	有	無		済	未
⑤	広告板面	☐ 腐食 ☐ ひび ☐ 破損 ☐ その他 ()	有	無		済	未
⑥	照 明	☐ 腐食 ☐ ひび ☐ 破損 ☐ その他 ()	有	無		済	未



備考 1 表示面積が、10平方メートルを超える屋外広告物又は高さが4メートルを超える屋外広告物の場合は、別記様式第8号を使用すること。

2 不用の文字は、消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告物除却届

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所

氏名

（ 法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名 ）

廿日市市屋外広告物等に関する条例第 1 9 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
許可満了（取消）期日	年 月 日
除 却 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

参考資料（関係法令）

廿日市市屋外広告物等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 屋外広告物及び掲出物件の制限等（第4条―第30条）

第3章 特定屋内広告物の制限等（第31条―第35条）

第4章 雑則（第36条―第38条）

第5章 罰則（第39条―第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、特定屋内広告物について必要な制限を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (3) 特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

（屋外広告物等の在り方）

第3条 屋外広告物、掲出物件又は特定屋内広告物は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなけれ

ばならない。

第2章 屋外広告物及び掲出物件の制限等
(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区及び伝統的建造物群保存地区で、市長が指定する地域又は地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項若しくは第29条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域又は同条例第36条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定するもの
- (4) 廿日市市文化財保護条例（昭和44年条例第24号）第3条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域又は同項の規定により指定された地域で、市長が指定するもの
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で、市長が指定するもの
- (6) 国又は公共団体の管理する公園及び緑地
- (7) 官公署、学校、図書館、公会堂、体育館、公衆便所その他市長が指定する公共施設の敷地
- (8) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定するもの
- (9) 社寺、仏堂又は教会のある地域で、市長が指定するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する地域

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件には、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 街路樹及び路傍樹
- (2) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (3) 公共物たる石垣及び擁壁
- (4) 信号機、警報機、道路標識、歩道柵、駒止めその他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器
- (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (9) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- (2) アーチ及びアーケードの支柱その他これに類するもの

3 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。

(許可)

第6条 第4条に規定する地域又は場所を除く市の区域内において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(景観保全型広告整備地区)

第7条 市長は、良好な景観を保全するため良好な屋外広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定める

ものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想
- (2) 屋外広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 景観保全型広告整備地区において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

6 第4条に規定する地域又は場所で市長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

- (1) 法律、命令、条例、規則等の規定により表示する屋外広告物又は設置する掲出物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示する屋外広告物又は設置する掲出物件
- (3) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物又は設置する掲出物件

2 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、第4条及び第6条の規定は、適用しない。

(1) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される屋外広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件

(3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件

(4) 電車又は自動車に表示される屋外広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、当該本拠において適用される屋外広告物又は掲出物件の規制に関する条例の規定に従って表示する屋外広告物

(6) 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される屋外広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する屋外広告物

(8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、第1項第3号に掲げるも

の以外のものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

4 道標、案内図板その他公共的目的又は公衆の利便に供することを目的として表示する屋外広告物又は設置する掲出物件については、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

5 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

6 法人その他の団体が表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を市長が定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1号、第2号及び第4号から第6号までの物件に屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合を除く。）の規定は、適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

（経過措置）

第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、これらの規定の適用を受けることとなる地域、場所、物件又は区域が当該規定の適用を受けることとなった際現に当該適用を受けることとなった地域、場所、物件又は区域に適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物又は掲出物件については、これらの規定は適用しない。ただし、当該屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。

（禁止広告物）

第10条 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの
 - (2) 公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのあるもの
 - (3) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - (4) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (許可の期間及び条件)

第11条 市長は、この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第12条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の規定による変更等の許可をする場合に準用する。

(許可の基準)

第13条 この条例の規定による屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、これを許可することができる。

(許可証票の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物又は当該掲出物件の一部に市長が定める許可証票を表示しなければならない。ただし、市長が適当と認めて許可証印を押印したものについては、この限りでない。

（管理義務）

第15条 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（管理者の設置）

第16条 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 管理者は、法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

（管理者等の届出）

第17条 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、管理者を置いたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る屋外広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る屋外広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者は、その氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称、所在地又は代表者の氏名）を変更したとき又は当該屋外広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(点検)

第18条 屋外広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件について、管理者に当該屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。

2 屋外広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、この条例の規定による許可の期間の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。

(除却義務等)

第19条 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき又は屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該屋外広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第20条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項（同条第3項又は第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき
- (2) 第12条第1項の規定に違反したとき
- (3) 第22条第1項の規定による市長の命令に違反したとき
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

(違反に対する勧告等)

第21条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物又は掲出物件については、当該屋外広告物若しくは当該掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に対し、期限を定めて、当該屋外広告物又は当該掲出物件の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止

するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

（違反に対する措置）

第22条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物又は掲出物件については、当該屋外広告物若しくは当該掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に対し、当該屋外広告物又は当該掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、当該屋外広告物又は当該掲出物件の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該屋外広告物若しくは当該掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、当該掲出物件を除却するときは、市長は、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

（屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した屋外広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその屋外広告物又は掲出物件を除却した日時

(3) 保管した屋外広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する屋外広告物については7日間）、廿日市市役所前の掲示場に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物又は掲出物件については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物又は当該掲出物件の所有者、占有者その他当該屋外広告物又は当該掲出物件について権限を有する者（第28条において「所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則に定める方法により周知すること。

(屋外広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第25条 法第8条第3項の規定による屋外広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物又は当該掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物又は当該掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第26条 市長は、法第8条第3項の規定による保管した屋外広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物若しくは掲出物件又は競争入札に付することが適当でないと認められる屋外広告物若しくは掲出物件につ

いては、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第27条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日
- (2) 特に貴重な屋外広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる屋外広告物又は掲出物件以外の屋外広告物又は掲出物件 2週間

(屋外広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第28条 市長は、保管した屋外広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該屋外広告物又は当該掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者に、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該屋外広告物又は当該掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に屋外広告物又は掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物又は掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第30条 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした

処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3章 特定屋内広告物の制限等

(特定屋内広告物制限地区)

第31条 市長は、良好な景観を保全又は形成するため、特定屋内広告物を制限することが必要な区域を、特定屋内広告物制限地区として指定することができる。

(特定屋内広告物の表示の制限)

第32条 特定屋内広告物制限地区内において特定屋内広告物を表示しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

(特定屋内広告物の除却義務)

第33条 特定屋内広告物制限地区内において特定屋内広告物を表示し、又は管理する者は、当該特定屋内広告物の表示が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該特定屋内広告物を除却しなければならない。

(特定屋内広告物の違反に対する勧告等)

第34条 市長は、この条例の規定に違反した特定屋内広告物については、当該特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、期限を定めて、当該特定屋内広告物の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表することができる。

3 第21条第3項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(特定屋内広告物の立入検査)

第35条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、特定屋内広告物を表示し、若しくは管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に特定屋内広告物の存する土地若しくは

建物に立ち入り、特定屋内広告物を検査させることができる。

2 第29条第2項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4章 雑則

(手数料)

第36条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の定めるところにより手数料を納めなければならない。

(告示)

第37条 市長は、第4条第1号から第5号まで及び第7号から第10号まで、第7条第1項並びに第31条の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条までの規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第19条第1項の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を除却しなかった者

第41条 第29条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第39条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、広島県屋外広告物条例（昭和24年条例第72号。以下「県条例」という。）の規定により許可を受けて現に存する屋外広告物及び掲出物件については、その許可の期間に限り、本条例の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行前に県条例の規定により広島県知事に対してした許可の申請その他の行為については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、県条例の規定により許可を受けて表示されている屋外広告物又は掲出物件については、その許可の期間が経過するまでの間に限り、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

規則第 3 2 号

廿日市市屋外広告物等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号。以下「法」という。）及び廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第 2 1 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その図書の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置の位置及びその付近を表示した図面
- (2) 屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面
- (3) 屋外広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに屋外広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその概要に関する図書
- (4) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 許可申請に係る屋外広告物又は掲出物件が別表第 1 の 1 の部(2)の款、同部(3)の款又は同部(4)の款に該当するものである場合は、前項第 1 号の図面に当該屋外広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所から鉄道及び道路までの距離並びに当該屋外広告物又は掲出物件に最も近接する既設の屋外広告物又は掲出物件までの距離を記載しなければならない。

3 第 1 項の申請書の提出部数は、2 通とする。

(景観保全型広告整備地区における届出)

第3条 条例第7条第6項の規定による届出は、景観保全型広告整備地区内屋外広告物表示(設置)届(別記様式第2号)に前条第1項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その図書の全部又は一部の添付を省略することができる。

(適用除外の基準)

第4条 条例第8条に規定する規則で定める適用除外の基準は、別表第2のとおりとする。

(許可の期間)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 平看板及び広告塔 3年以内
- (2) 前号に掲げる屋外広告物又は掲出物件以外の屋外広告物又は掲出物件 1年以内

(変更又は改造の許可の申請)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既設の屋外広告物又は掲出物件の表示内容、意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替え
- (2) 劇場、映画館等の常設興行場が掲出物件の位置及び形状を変更することなく行う、興行内容を表示する屋外広告物の短期かつ定期的な変更
- (3) 掲示板にその位置及び形状を変更することなく表示される新聞、ポスター等の屋外広告物の短期かつ定期的な変更

2 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(別記様式第3号)に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その図書の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面
- (2) 屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- (3) 屋外広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに屋外広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその概要に関する図書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請書の提出部数は、2通とする。

(許可の基準)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める許可の基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、廿日市市景観条例（平成23年条例第16号）第9条第1項に規定する景観重点区域（以下単に「景観重点区域」という。）内における条例第13条第1項の規則で定める許可の基準は、別表第3のとおりとする。

3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画を定めた区域における条例第13条第1項の規則で定める許可の基準は、第1項及び前項に定めるもののほか、当該区域の地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。）に定める事項（同条第7項第2号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に係るものに限る。）のとおりとする。

(許可証票等)

第8条 条例第14条本文に規定する許可証票は、屋外広告物許可証（別記様式第4号）とする。

2 条例第14条ただし書の規定による許可証印（別記様式第5号）は、許可に係るはり紙に押印するものとする。

(管理者の設置を要しない屋外広告物又は掲出物件)

第9条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める屋外広告物又は掲出

物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 立看板
- (2) 横断幕、懸垂幕並びにのぼり及び旗
- (3) はり紙
- (4) はり札
- (5) 平看板及び広告塔のうち、当該屋外広告物又は掲出物件自体の高さが４メートル以下かつ表示面積が１０平方メートル以下のもの、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの又は光を投影して表示するもの
(管理者の資格)

第１０条 条例第１６条第２項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第１０条第２項第３号イに規定する試験に合格した者
- (2) 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項に規定する建築士
- (3) 電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）第２条第４項に規定する電気工事士
- (4) 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４４条第１項第１号から第３号までに規定する主任技術者免状の交付を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者
(管理者等の届出)

第１１条 条例第１７条第２項及び第３項の規定による届出は、屋外広告物管理者等変更届（別記様式第６号）によるものとする。

(許可の更新の申請)

第１２条 条例第１８条第２項の規定による更新の申請を行おうとする者は、屋外広告物継続許可申請書（別記様式第７号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物又は掲出物件及びその付近の現況が分かる写真
- (2) 第９条各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件以外の屋外広告物又は掲出物件にあつては、屋外広告物安全点検報告書（別記様式第８号）

(3) 第9条第5号に掲げる屋外広告物又は掲出物件にあつては、屋外広告物自主安全確認結果報告書（別記様式第9号）

(4) その他市長が必要と認める書類
(除却の届出)

第13条 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届（別記様式第10号）によるものとする。

2 前項の届出には、当該屋外広告物又は掲出物件を除却したことを示す写真を添付しなければならない。

(公表の方法)

第14条 条例第21条第2項及び第34条第2項の規定による公表は、廿日市市役所前の掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(公示の周知の方法)

第15条 条例第24条第2号の規則に定める方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の広報紙に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第16条 条例第26条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、次の各号に掲げる事項を掲示し、又はこれに準じる適当な方法で公示するものとする。

(1) その屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 当該競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第26条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知するものとする。

3 条例第26条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

(立入検査をする職員の証明書)

第17条 条例第29条第2項(条例第35条第2項において準用する場合も含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第11号)とする。

(特定屋内広告物の表示の基準)

第18条 条例第32条の規則で定める基準は、窓の全部又は一部を塞いで表示しないものとする。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(違反はり紙等除却者の証明書)

第19条 法第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却を命ぜられ、又は委任を受けた者は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを示さなければならない。

2 前項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第12号)とする。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、広島県屋外広告物に関する規則(昭和39年広島県規則第76号。以下「県規則」という。)及び広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定(昭和39年広島県告示第614号)の規定により広島県知事に対してした許可申請その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1(第2条、第7条関係)

許可の基準

1 地面に直接設置する平看板及び広告塔

- (1) 家屋連たん区域（半径 150メートルの範囲内に連たんする戸数が10戸以上の区域をいう。以下同じ。）内に表示し、又は設置するもの

ア 表示面積は、平看板にあつては30平方メートル以下であること。

イ 高さは、平看板にあつては6メートル以下、広告塔にあつては10メートル以下であること。

- (2) 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線鉄道（以下「山陽新幹線」という。）の線路用地から展望できる接続地域内で、当該線路用地の両側1,000メートル以内の地域（家屋連たん区域を除く。）内に表示し、又は設置するもの

ア 山陽新幹線の線路用地からの距離が500メートル以上あり、かつ、当該平看板又は広告塔から最も近接する既設の平看板又は広告塔までの距離（以下「屋外広告物相互間の距離」という。）が300メートル以上あること。ただし、当該地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、山陽新幹線の線路用地からの距離又は屋外広告物相互間の距離は、これを短縮することができる。

イ 表示面積は、平看板にあつては60平方メートル以下であること。

ウ 高さは、平看板にあつては10メートル以下、広告塔にあつては15メートル以下であること。

- (3) 高速自動車道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第7条第1項の規定により区域が決定された後供用が開始されるまでの間の当該区域内の土地を含む。）の用地から展望できる接続区域で当該道路用地の両側1,000メートル以内の地域（家屋連たん区域を除く。）内に表示し、又は設置するもの

ア 各道路の用地からの距離が500メートル以上あり、かつ、屋

外広告物相互間の距離が300メートル以上あること。ただし、当該地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、各道路の用地からの距離又は屋外広告物相互間の距離は、これを短縮することができる。

イ 表示面積は、40平方メートル以下であること。

ウ 高さは、平看板にあつては6メートル以下、広告塔にあつては10メートル以下であること。

- (4) 鉄道（山陽新幹線を除く。）の線路用地並びに一般国道及び主要地方道（県道のうち道路法第56条の規定により指定されたものをいう。）の用地（以下「鉄道等の用地」という。）から展望できる接続地域で当該鉄道等の用地の両側300メートル以内の地域（家屋連たん区域を除く。）内に表示し、又は設置するもの

ア 鉄道等の用地からの距離が50メートル以上あり、かつ、屋外広告物相互間の距離が50メートル以上あること。ただし、当該地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、鉄道等の用地からの距離は、これを短縮することができる。

イ 表示面積は、平看板にあつては30平方メートル以下（鉄道等の用地からの距離が200メートルを超える場合は、40平方メートル）であること。

ウ 高さは、平看板にあつては6メートル以下（鉄道等の用地からの距離が200メートルを超える場合は7メートル以下）、広告塔にあつては10メートル以下であること。

- 2 建築物又は鉄柱その他これに類する工作物（以下「鉄柱等」という。）を利用して表示し、又は設置する平看板及び広告塔

- (1) 建築物の屋上に表示し、又は設置する場合

ア 地表から当該平看板又は広告塔の上端までの高さは、46メートル（市長が特にやむを得ないと認める場合は、51メートル）以下であり、かつ、当該平看板又は広告塔自体の高さが当該建築物の高さと同等以下であること。

- イ 表示又は設置の方法は、当該屋外広告物を設置する建築物の壁面の垂直線を越えて、外側に突き出していないこと。
- (2) 建築物の壁面又は鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合
 - ア 表示面積は、20平方メートル以下であること。
 - イ 鉄柱等に突き出して表示し、又は設置する場合は、当該看板の上端までの高さは15メートル以下であること。
 - ウ 歩道と車道の区別のない道路上で、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合は、当該交差点からの距離が20メートル以上あること。
 - エ 道路上に突き出す場合の路面から当該看板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあつては、路面から4.5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上（市長が特にやむを得ないと認める場合は、2.5メートル以上）であること。
 - オ 道路上に突き出す場合の突き出しの長さは、道路上1メートル以下（歩道と車道の区別のある道路の歩道にあつて、市長が、建築物又は鉄柱等の規模、構造、概観等を勘案して認める場合は、1.5メートル以下）であること。
- 3 アーチに表示し、又は設置する平看板及び広告塔
 - (1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。
 - (2) 道路を横断する場合の路面から当該看板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあつては5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上であること。
- 4 立看板
 - (1) 表示部の大きさは、縦2メートル以下及び横1メートル以下であること。
 - (2) 脚部の高さは、0.5メートル以下であること。

5 電柱広告板（電柱、街灯柱、架線柱若しくは共架柱又はアーチ、アーケード等の支柱（以下「電柱等」という。）に表示し、又は設置する広告板をいう。以下同じ。）

(1) 表示の方法は、電柱等に直塗りしないものであること。

(2) 添加する場合

ア 道路上の電柱等に添加する場合にあっては、信号機のある交差点からの距離が20メートル以上あること。

イ 道路上の電柱等に添加する場合の添加方法

(ア) 頭上標識（道路標識で、路面から4.5メートル以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。）の前方30メートル及び後方10メートルの範囲内にあっては、道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加すること。

(イ) (ア)以外の場合にあっては、原則として道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加すること。

ウ 添加する広告板の高さ

(ア) 道路上の電柱等に添加する広告板の路面から当該広告板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては3.5メートル以上（市長が特にやむを得ないと認める場合は、2.5メートル以上）であること。

(イ) 道路上以外の電柱等に添加する広告板の地表から当該広告板の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。

エ 添加する広告板の大きさは、縦1.5メートル以下及び横0.8メートル以下、かつ、表示面積が1平方メートル以下であること。

オ 添加する個数は、電柱等1本につき1個であること。

(3) 巻き付ける場合

ア 道路上の電柱等に巻き付ける場合は、道路標識（頭上標識を除く。）の前方及び後方10メートル以内並びに信号機のある交差

点から30メートル以内の範囲内では、道路の進行方向に對面して表示しないこと。

イ 巻き付ける広告板の地表から当該広告板の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。

ウ 巻き付ける広告板の大きさは、縦1.5メートル以下及び横0.8メートル以下、かつ、表示面積が1平方メートル以下であること。

エ 巻き付ける個数は、電柱等1本につき1個（ただし、1平方メートル以内の範囲において分割されている場合は2個まで）であること。

6 電車又は乗合自動車に表示する広告板

(1) 電車に表示する広告板

ア 表示する位置は、側面であること。

イ 表示面積は、1面につき合計4平方メートル以下であること。

ウ 表示する個数は、1面につき4個以下であること。

(2) 乗合自動車に表示する広告板

ア 車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。

イ 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものでないこと。

ウ 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。

7 幕広告

(1) 横断幕及び懸垂幕

ア 路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出す懸垂幕の下端までの高さは、歩道と車道の区別のある道路の車道（歩道と車道の区別のない道路を含む。）にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上であること。

イ 表示面積は、20平方メートル以下であること。

(2) のぼり及び旗

ア のぼり及び旗の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。

イ 表示面積は、10平方メートル以下（道路上に設置する場合は、縦2メートル以下及び横1メートル以下）であること。

8 気球広告は、縦20メートル以下及び横1メートル以下であること。

9 はり札

(1) 表示面積は、1枚につき1平方メートル以下であること。

(2) 表示する枚数は、工作物の1壁面につき3枚以下であること。

10 はり紙

(1) 表示面積は、1枚につき1.5平方メートル以下であること。

(2) 表示する枚数は、工作物の1壁面につき5枚以下であること。

備考 この表において表示面積を計測する場合において、文字又は記号の面積を算定するときは、当該文字又は記号の外郭線内を当該文字又は記号の面積とし、文字又は記号相互の間隔が、1文字分又は1記号分以下である場合は、当該文字又は記号は、これを1文字又は1記号とみなして算定するものとする。

別表第2（第4条関係）

適用除外の基準

1 条例第8条第1項第3号及び第4号に掲げる屋外広告物又は掲出物件

(1) 停留所標識に表示する場合

ア 面積は0.5平方メートル以下であること。

イ 物件の面積の5分の1以下であること。

(2) 前号を除く場合

ア 表示面積の合計が、条例第4条に規定する地域又は場所においては7平方メートル以下、それ以外の地域又は場所においては10平方メートル以下であること。

イ 表示面積中に自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容の表示面積が占める割合が5分の1以上

であること。

2 条例第8条第2項第1号に掲げる屋外広告物

- (1) 表示期間が工事の期間中であること。
- (2) 一般の宣伝の用に供しないものであること。
- (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
- (4) 周囲の景観に配慮したものであること。

3 条例第8条第2項第4号に掲げる屋外広告物

(1) 電車又は自動車の車体に表示する場合

ア 位置は、電車にあつては側面、自動車にあつては側面又は後面に表示するものであること。

イ 大きさは、次のとおりであること。

(ア) 電車にあつては、縦0.6メートル以下、横0.9メートル以下であること。

(イ) 自動車にあつては、側面に表示するものは縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下であり、後面に表示するものは縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下であること。

ウ 個数は、電車にあつては1面につき2個以下、自動車にあつては1面につき1個であること。

(2) 電車又は自動車の系統標識又は方向標識に表示する場合

ア 表示面積は、当該系統標識又は方向標識の面積の2分の1以下であること。

イ 位置は、自動車にあつては後面に表示するものであること。

ウ 個数は、電車にあつては1面につき1個、自動車にあつては1個であること。

4 条例第8条第2項第7号及び第8号並びに同条第4項から第7項までに掲げる屋外広告物又は掲出物件

当該屋外広告物又は掲出物件が別表第1で規定する屋外広告物又は掲出物件の許可の基準に適合するものであること。当該屋外広告物又は掲出物件が別表第1で規定する屋外広告物又は掲出物件の許可の基

準に定めがない場合は、条例第10条の禁止広告物でないこと。

5 条例第8条第3項に掲げる屋外広告物又は掲出物件

- (1) 表示面積の合計が、条例第4条第1号から第4号まで及び第10号に規定する地域又は場所においては10平方メートル以下であること。
- (2) 条例第4条第5号から第9号までに規定する地域又は場所においては当該屋外広告物又は掲出物件が別表第1で規定する屋外広告物又は掲出物件の許可の基準に適合するものであること。当該屋外広告物又は掲出物件が別表第1で規定する屋外広告物又は掲出物件の許可の基準に定めがない場合は、条例第10条の禁止広告物でないこと。

備考 別表第1の備考は、この表において表示面積を計測する場合において、文字又は記号の面積を算定するときに準用する。

別表第3（第7条関係）

景観重点区域内における許可の基準

1 県道厳島公園線沿道地区

(1) 共通基準

ア 意匠は、落ち着いたある和をイメージできるデザインに努めること。

イ 表示面積の総量等

(ア) 表示面積の合計は、1敷地内につき20平方メートル以下、かつ、自己の用に供するものであること。

(イ) 県道厳島公園線側の壁面の5分の1以下であること。ただし、表示面積の合計が7平方メートル以下の場合は、この限りでない。

ウ レーザー光、サーチライト等及び光による動的な表現を常時行うものは、使用しないこと。

エ 彩度（日本産業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）は、13以下及び6を超える色が1表示面に付き表示面積

の4分の1以下であること。

(2) 個別基準

ア 地面に直接設置する平看板及び広告塔

表示面積は、1表示面につき1平方メートル以下、かつ、表示面積の合計が2平方メートル以下であること。

イ 建築物又は鉄柱等を利用して表示し、又は設置する平看板及び広告塔

(ア) 建築物の屋上に表示し、又は設置しないこと。

(イ) 建築物の壁面又は鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合

a 表示面積は、1表示面につき3.5平方メートル以下、かつ、表示面積の合計が7平方メートル以下であること。

b 当該看板の上端までの高さは、2階軒高以下であること。

c 道路上に突き出す場合の路面から当該看板の下端までの高さは、路面から3.5メートル以上であること。

d 道路上に突き出す場合の突き出しの長さは、道路上1メートル以下であること。

(ロ) 建築物の壁面に表示し、又は設置する場合

a 表示面積は、10平方メートル以下であること。

b 当該看板の高さは、1メートル以下であること。ただし、当該看板の上端が地上2メートル以下のものを除く。

c 当該看板の上端までの高さは、建築物の高さを超えないこと。

d ネオン管は、使用しないこと。

(ハ) 窓に表示しないこと。

ウ アーチに表示し、又は設置する平看板及び広告塔

(ア) 表示面積は、1表示面につき10平方メートル以下、かつ、表示面積の合計が20平方メートル以下であること。

(イ) 道路を横断する場合の路面から当該看板の下端までの高さは、

歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあつては5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上であること。

エ 立看板

- (7) 表示面積は、2平方メートル以下であること。
- (イ) 設置する個数は、1敷地当たり2個以下若しくは1敷地内の店舗数を超えて設置しないこと。
- (ウ) 点滅式照明及びネオン管は、使用しないこと。

オ 電柱広告板

- (7) 表示の方法は、電柱等に直塗りしないものであること。
- (イ) 添加する場合
 - a 道路上の電柱等に添加する場合にあつては、信号機のある交差点からの距離が20メートル以上あること。
 - b 道路上の電柱等に添加する場合の添加方法
 - (a) 頭上標識（道路標識で、路面から4.5メートル以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。）の前方30メートル及び後方10メートルの範囲内にあつては、道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加すること。
 - (b) (a)以外の場合にあつては、原則として道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加すること。
 - c 添加する広告板の高さ
 - (a) 道路上の電柱等に添加する広告板の路面から当該広告板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上（市長が特にやむを得ないと認める場合は、2.5メートル以上）であること。
 - (b) 道路上以外の電柱等に添加する広告板の地表から当該広

告板の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。

d 添加する広告板の大きさは、縦1.5メートル以下及び横0.8メートル以下、かつ、表示面積が1平方メートル以下であること。

e 添加する個数は、電柱等1本につき1個であること。

(ウ) 巻き付ける場合

a 道路上の電柱等に巻き付ける場合は、道路標識（頭上標識を除く。）の前方及び後方10メートル以内並びに信号機のある交差点から30メートル以内の範囲内では、道路の進行方向に直面して表示しないこと。

b 巻き付ける広告板の地表から当該広告板の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。

c 巻き付ける広告板の大きさは、縦1.5メートル以下及び横0.8メートル以下、かつ、表示面積が1平方メートル以下であること。

d 巻き付ける個数は、電柱等1本につき1個（ただし、1平方メートル以内の範囲において分割されている場合は2個まで）であること。

カ 電車又は乗合自動車に表示する広告板

(ア) 電車に表示する広告板

a 表示する位置は、側面であること。

b 表示面積は、1面につき合計4平方メートル以下であること。

c 表示する個数は、1面につき4個以下であること。

(イ) 乗合自動車に表示する広告板

a 車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。

b 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものではないこと。

- c 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。

キ 幕広告

(ア) 横断幕及び懸垂幕

- a 路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出す懸垂幕の下端までの高さは、歩道と車道の区別のある道路の車道（歩道と車道の区別のない道路を含む。）にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上であること。
- b 表示面積は、1表示面につき10平方メートル以下、かつ、表示面積の合計が20平方メートル以下であること。
- c 窓を利用しないこと。

(イ) のぼり及び旗

- a 表示面積は、1枚につき1.5平方メートル以下であること。
- b 設置する枚数は、1店舗当たり3枚又は店舗間口4メートルにつき1枚以下であること。

ク 気球広告は、設置しないこと。

ケ はり札

- (ア) 表示面積は、1枚につき1平方メートル以下であること。
- (イ) 表示する枚数は、工作物の1壁面につき3枚以下であること。
- (ウ) 窓を利用しないこと。

コ はり紙

- (ア) 表示面積は、1枚につき1.5平方メートル以下であること。
- (イ) 表示する枚数は、工作物の1壁面につき5枚以下であること。
- (ウ) 窓を利用しないこと。

2 国道2号沿道・臨海部地区及び山陽本線沿線地区

(1) 共通基準

- ア 意匠は、落ち着いたきのある和をイメージできるデザインに努める

こと。

イ 表示面積の総量等

(ア) 表示面積の合計は、1 敷地内につき 30 平方メートル以下であること。

(イ) 自己の用に供するものの表示面積は、20 平方メートル以下であること。

(ウ) 自己の用に供さないものの表示面積は、10 平方メートル以下であること。ただし、国道 2 号沿道の敷地内に表示する場合は、20 平方メートル以下とする。

(エ) 自己の用に供さないものは、県道厳島公園線沿道地区、国道 2 号沿道・臨海部地区及び山陽本線沿線地区への案内を目的としたものであること。ただし、国道 2 号沿道の敷地内に表示する場合は、この限りでない。

ウ レーザー光、サーチライト等及び光による動的な表現を常時行うものは、使用しないこと。

エ 彩度は、13 以下及び 6 を超える色が 1 表示面に付き表示面積の 4 分の 1 以下であること。

(2) 個別基準

ア 地面に直接設置する平看板及び広告塔

(ア) 表示面積は、1 表示面に付き 10 平方メートル以下、かつ、表示面積の合計が 20 平方メートル以下であること。

(イ) 高さは、平看板にあっては 6 メートル以下、広告塔にあっては 10 メートル以下であること。

イ 建築物又は鉄柱等を利用して表示し、又は設置する平看板及び広告塔

(ア) 建築物の屋上に表示し、又は設置しないこと。

(イ) 建築物の壁面又は鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合

a 表示面積は、1 表示面につき 10 平方メートル以下、かつ、

表示面積の合計が20平方メートル以下であること。

b 当該看板の上端までの高さは、建築物の高さを超えないこと。

c 歩道と車道の区別のない道路上で、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合は、当該交差点からの距離が20メートル以上あること。

d 道路上に突き出す場合の路面から当該看板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあつては、路面から4.5メートル以上。歩道にあつては3.5メートル以上であること。

e 道路上に突き出す場合の突き出しの長さは、道路上1メートル以下であること。

(ウ) 建築物の壁面に表示し、又は設置する場合

a 表示面積は、10平方メートル以下であること。

b 当該看板の上端までの高さは、当該建築物の高さと同等以下であること。

ウ アーチに表示し、又は設置する平看板及び広告塔

(ア) 表示面積は、1表示面につき10平方メートル以下、かつ、表示面積の合計が20平方メートル以下であること。

(イ) 道路を横断する場合の路面から当該看板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあつては5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上であること。

エ 立看板

(ア) 表示部の大きさは、縦2メートル以下及び横1メートル以下であること。

(イ) 脚部の高さは、0.5メートル以下であること。

オ 電柱広告板

(ア) 表示の方法は、電柱等に直塗りしないものであること。

(イ) 添加する場合

- a 道路上の電柱等に添加する場合にあっては、信号機のある交差点からの距離が20メートル以上あること。
- b 道路上の電柱等に添加する場合の添加方法
 - (a) 頭上標識（道路標識で、路面から4.5メートル以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。）の前方30メートル及び後方10メートルの範囲内にあっては、道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加すること。
 - (b) (a)以外の場合にあっては、原則として道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加すること。
- c 添加する広告板の高さ
 - (a) 道路上の電柱等に添加する広告板の路面から当該広告板の下端までの高さは、歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。）にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては3.5メートル以上（市長が特にやむを得ないと認める場合は、2.5メートル以上）であること。
 - (b) 道路上以外の電柱等に添加する広告板の地表から当該広告板の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。
- d 添加する広告板の大きさは、縦1.5メートル以下及び横0.8メートル以下、かつ、表示面積が1平方メートル以下であること。
- e 添加する個数は、電柱等1本につき1個であること。

(ウ) 巻き付ける場合

- a 道路上の電柱等に巻き付ける場合は、道路標識（頭上標識を除く。）の前方及び後方10メートル以内並びに信号機のある交差点から30メートル以内の範囲内では、道路の進行方向に直面して表示しないこと。

- b 巻き付ける広告板の地表から当該広告板の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。
- c 巻き付ける広告板の大きさは、縦1.5メートル以下及び横0.8メートル以下、かつ、表示面積が1平方メートル以下であること。
- d 巻き付ける個数は、電柱等1本につき1個（ただし、1平方メートル以内の範囲において分割されている場合は2個まで）であること。

カ 電車又は乗合自動車に表示する広告板

(ア) 電車に表示する広告板

- a 表示する位置は、側面であること。
- b 表示面積は、1面につき合計4平方メートル以下であること。
- c 表示する個数は、1面につき4個以下であること。

(イ) 乗合自動車に表示する広告板

- a 車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。
- b 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものではないこと。
- c 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。

キ 幕広告

(ア) 横断幕及び懸垂幕

- a 路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出す懸垂幕の下端までの高さは、歩道と車道の区別のある道路の車道（歩道と車道の区別のない道路を含む。）にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上であること。
- b 表示面積は、1表示面に付き10平方メートル以下、かつ、

表示面積の合計が20平方メートル以下であること。

(イ) のぼり及び旗

a のぼり及び旗の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。

b 表示面積は、10平方メートル以下（道路上に設置する場合は、縦2メートル以下及び横1メートル以下）であること。

ク 気球広告は、設置しないこと。

ケ はり札

(ア) 表示面積は、1枚につき1平方メートル以下であること。

(イ) 表示する枚数は、工作物の1壁面につき3枚以下であること。

コ はり紙

(ア) 表示面積は、1枚につき1.5平方メートル以下であること。

(イ) 表示する枚数は、工作物の1壁面につき5枚以下であること。

備考 別表第1の備考は、この表において表示面積を計測する場合において、文字又は記号の面積を算定するときに準用する。

告示第 105 号

廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域等に関し、同条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 10 号の規定により市長が指定する地域等並びに条例第 31 条に規定する特定屋内広告物制限地区を次のように定めたので、条例第 37 条の規定により告示し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和 2 年 4 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市屋外広告物等に関する条例による地域等の指定

1 条例第 4 条第 1 号の規定による地域又は地区

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域のうち新住宅市街地開発事業の施行区域、風致地区のうち厳島風致地区の全域及び伝統的建造物群保存地区のうち宮島町伝統的建造物群保存地区の全域

2 条例第 4 条第 2 号の規定による範囲

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域

3 条例第 4 条第 3 号の規定による範囲

広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域

4 条例第 4 条第 7 号の規定による公共施設の敷地

(1) 廿日市市火葬場霊峯苑

(2) 廿日市市火葬場西浄苑

5 条例第 4 条第 10 号の規定による地域

- (1) 廿日市市宮島口一丁目 2 6 1 6 番 2 3 地先から宮島口一丁目 9 0 9 7 番 3 地先に至る最大高潮時海岸線から陸岸側 2 0 メートルの範囲
 - (2) 高速自動車国道及び自動車専用道路(道路法第 4 8 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分をいう。)の用地(休憩所又は給油所の存する区域を除く。)
- 6 条例第 3 1 条の規定による特定屋内広告物制限地区は廿日市市景観条例(平成 2 3 年条例第 1 6 号)第 6 条に定められる景観重点区域のうち宮島口周辺地域の県道厳島公園線沿道地区の全域

問い合わせ先

廿日市市下平良一丁目1 1 番1 号

建設部 都市計画課

TEL 0829-30-9190